

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年12月27日
【中間会計期間】	第3期中（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 杉山 清次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)3596-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 長谷川 正行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)3596-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 長谷川 正行
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度中間 連結会計期間	平成15年度中間 連結会計期間	平成16年度中間 連結会計期間	平成14年度	平成15年度
		(自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)
連結経常収益	百万円	720,330	732,080	609,317	1,418,548	1,352,578
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	50,062	137,092	101,646	626,515	253,894
連結中間純利益	百万円	14,417	55,487	43,750		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				687,058	58,374
連結純資産額	百万円	1,997,202	1,575,318	1,719,295	1,648,604	1,676,397
連結総資産額	百万円	71,316,173	69,290,381	68,658,479	69,586,868	69,961,495
1株当たり純資産額	円	305.06	98.03	136.15	117.43	122.22
1株当たり中間純利益	円	3.81	14.69	11.58		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期 純損失)	円				181.92	12.88
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	2.99	11.53	9.11		
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円					10.75
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.85	9.12	10.57	9.25	9.91
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	864,399	4,051,318	1,745,984	1,507,007	5,605,738
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	94,788	4,711,860	2,646,630	1,842,139	6,718,245
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	50,920	23,229	18,808	219,834	40,693
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	3,166,327	3,755,794	2,448,329		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				4,439,847	3,367,581
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	30,607 〔17,463〕	27,828 〔17,209〕	26,377 〔15,956〕	27,657 〔17,559〕	26,566 〔16,877〕

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成14年度は1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成15年3月	平成16年3月
経常収益	百万円	640,702	701,828	554,576	1,249,183	1,265,134
経常利益 (は経常損失)	百万円	46,599	172,585	103,242	622,244	274,646
中間純利益	百万円	17,754	93,311	39,297		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				628,556	98,208
資本金	百万円	470,000	650,000	650,000	650,000	650,000
発行済株式総数	千株	普通株式 3,776,704	普通株式 3,776,704	普通株式 3,776,704	普通株式 3,776,704	普通株式 3,776,704
		第一回第一種優先株式 14,190	第一回第一種優先株式 14,190	第一回第一種優先株式 14,190	第一回第一種優先株式 14,190	第一回第一種優先株式 14,190
		第二回第二種優先株式 43,000	第二回第二種優先株式 43,000	第二回第二種優先株式 43,000	第二回第二種優先株式 43,000	第二回第二種優先株式 43,000
		第三回第二種優先株式 43,000	第三回第二種優先株式 43,000	第三回第二種優先株式 43,000	第三回第二種優先株式 43,000	第三回第二種優先株式 43,000
		第四回第四種優先株式 64,500	第四回第四種優先株式 64,500	第四回第四種優先株式 64,500	第四回第四種優先株式 64,500	第四回第四種優先株式 64,500
		第五回第五種優先株式 85,500	第五回第五種優先株式 85,500	第五回第五種優先株式 85,500	第五回第五種優先株式 85,500	第五回第五種優先株式 85,500
		第六回第六種優先株式 71,250	第六回第六種優先株式 71,250	第六回第六種優先株式 71,250	第六回第六種優先株式 71,250	第六回第六種優先株式 71,250
		第七回第七種優先株式 71,250	第七回第七種優先株式 71,250	第七回第七種優先株式 71,250	第七回第七種優先株式 71,250	第七回第七種優先株式 71,250
		第八回第八種優先株式 18,200	第八回第八種優先株式 18,200	第八回第八種優先株式 18,200	第八回第八種優先株式 18,200	第八回第八種優先株式 18,200
		第九回第九種優先株式 18,200	第九回第九種優先株式 18,200	第九回第九種優先株式 18,200	第九回第九種優先株式 18,200	第九回第九種優先株式 18,200
		第十回第十三種優先株式 360,000	第十回第十三種優先株式 360,000	第十回第十三種優先株式 360,000	第十回第十三種優先株式 360,000	第十回第十三種優先株式 360,000
純資産額	百万円	2,154,865	1,651,865	1,793,850	1,688,479	1,754,828
総資産額	百万円	71,231,187	68,888,882	68,195,829	69,305,777	69,829,484
預金残高	百万円	51,307,009	49,607,477	49,827,131	49,007,196	50,541,987
債券残高	百万円	5,066,208	3,348,746	2,476,620	3,918,740	2,810,806
貸出金残高	百万円	40,127,023	37,679,902	34,765,649	37,885,417	37,001,430
有価証券残高	百万円	9,707,755	12,675,028	18,327,129	8,535,213	15,238,948
1株当たり中間 配当額	円	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -		
		第一回第一種優先株式 -	第一回第一種優先株式 -	第一回第一種優先株式 -		
		第二回第二種優先株式 -	第二回第二種優先株式 -	第二回第二種優先株式 -		
		第三回第二種優先株式 -	第三回第二種優先株式 -	第三回第二種優先株式 -		
		第四回第四種優先株式 -	第四回第四種優先株式 -	第四回第四種優先株式 -		
		第五回第五種優先株式 -	第五回第五種優先株式 -	第五回第五種優先株式 -		
		第六回第六種優先株式 -	第六回第六種優先株式 -	第六回第六種優先株式 -		
		第七回第七種優先株式 -	第七回第七種優先株式 -	第七回第七種優先株式 -		
		第八回第八種優先株式 -	第八回第八種優先株式 -	第八回第八種優先株式 -		
		第九回第九種優先株式 -	第九回第九種優先株式 -	第九回第九種優先株式 -		
		第十回第十三種優先株式 -	第十回第十三種優先株式 -			

回次		第1期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成15年3月	平成16年3月
1株当たり配当額	円				普通株式 -	普通株式 -
					第一回第一種優先株式 -	第一回第一種優先株式 22.50
					第二回第二種優先株式 -	第二回第二種優先株式 8.20
					第三回第二種優先株式 -	第三回第二種優先株式 14.00
					第四回第四種優先株式 -	第四回第四種優先株式 47.60
					第五回第五種優先株式 -	第五回第五種優先株式 42.00
					第六回第六種優先株式 -	第六回第六種優先株式 11.00
					第七回第七種優先株式 -	第七回第七種優先株式 8.00
					第八回第八種優先株式 -	第八回第八種優先株式 17.50
					第九回第九種優先株式 -	第九回第九種優先株式 5.38
			第十回第十三種優先株式 -	第十回第十三種優先株式 -		
単体自己資本比率(国内基準)	%	10.31	9.36	10.69	9.39	10.02
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	20,506 [10,479]	19,550 [11,609]	17,166 [10,876]	19,496 [10,689]	18,032 [11,424]

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。  
なお、当行の平成16年9月30日現在の組織を事業系統図によって示すと以下の通りであります。



### 3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。
- (3) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社はありません。
- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社（並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分法非適用の関連会社）は次のとおりであります。

（持分法適用関連会社）

その他事業

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提 携
マックス・イン ベストメント・アド バイザリー株式会 社	東京都中央区	80	コンサルティ ング業務	25.00 ( ) [ ]	1		預金取引関係		

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[ ]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。

### 4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成16年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数（人）	24,126 [15,542]	1,993 [355]	258 [59]	26,377 [15,956]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員15,925人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成16年9月30日現在

従業員数（人）	17,166 [10,876]
---------	--------------------

- (注) 1. 従業員数は、執行役員24人（取締役兼務者の7人含まず）、嘱託及び臨時従業員10,866人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数は17,338人でありま  
す。労使間においては特記すべき事項はありません。



## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### 業績

##### 金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、原油価格上昇による米国経済の減速、引き締め政策による中国経済の減速などが懸念されましたが、総じて堅調に推移しました。日本経済につきましては、輸出の伸びの鈍化などはありませんでしたが、企業業績や雇用情勢の改善などを背景に、回復基調を維持しました。

また、国内の金融資本市場におきましては、株価は原油価格上昇やそれに伴う景気減速懸念などを受けてやや軟調に推移しました。長期金利につきましては、当期前半は上昇しましたが、景気減速懸念などを受けて後半は期初の水準に低下しました。こうした中、日本銀行は引き続き金融緩和政策を維持しております。

金融界においては、不良債権処理等の財務上の課題への対応がほぼ完了し、さらなる業界再編や提携の動きが加速しつつあります。また、銀行への証券仲介業の解禁などの規制緩和も進んでおります。金融機関においては、こうした環境変化も踏まえ、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

当中間連結会計期間（平成16年4月1日～平成16年9月30日）

#### (ア) 連結の範囲

当中間連結会計期間の連結の範囲につきましては、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は25社、持分法適用関連会社は8社であります。

#### (イ) 業績の概要

当中間連結会計期間の業績は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（平成16年4月1日～平成16年9月30日）の損益状況

みずほフィナンシャルグループは一昨年度、グループ経営体制の刷新、財務上の課題の一掃、自己資本の充実など、経営革新のためのさまざまな施策を打ち出し実践いたしました。これらを踏まえ、昨年度は、「結果を出す1年」と位置付け、「総合金融サービス力向上と収益基盤強化」並びに「財務の健全性向上」に全職員が一丸となって取り組みました。

当年度につきましては、「みずほの真価を發揮する1年」と位置付け、企業価値の一層の向上を目指し、グループの総合力を最大限に發揮すべく総力をあげて取り組んでおります。

このような経営環境のもと、当中間連結会計期間の経常収益は、前年同期比1,227億円減少し、6,093億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が依然として資金需要が低迷を続け貸出金残高が減少したこと等により188億円減少の3,610億円、役員取引等収益が非金利収入の増強に努めた結果、同163億円増加の1,364億円、その他業務収益が国債等債券売却益の減少等により同343億円減少の832億円、などとなっております。

一方、経常費用は前年同期比873億円減少の5,076億円となりました。これは、コスト削減について、人件費・物件費両面にわたる更なる取り組みを行った結果として営業経費が前年同期比117億円減少の3,195億円となったこと、企業再生の着実な進展や取引先企業の業績回復等により与信関係のコストが減少し、その他経常費用が同619億円減少の864億円となったことなどによるものであります。これらにより、連結経常利益は同354億円減少の1,016億円となりました。

特別利益は、貸倒引当金等の純取崩額の計上などにより、前年同期比84億円増加の664億円、特別損失は固定資産の減損損失を計上したことなどにより前年同期比279億円増加の597億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比5億円増加の10億円となり、法人税等調整額は、同464億円減少の580億円、少数株主利益は同27億円増加し54億円となりました。

以上の結果、連結中間純利益は前年同期比117億円減少の437億円となりました。

当中間連結会計期間末（平成16年9月30日現在）の連結貸借対照表

[資産の部]

有価証券は前年同期比5兆7,433億円増加し17兆6,705億円となりましたが、貸出金は同3兆1,686億円減少の35兆925億円、コールローン及び買入手形は同1兆565億円減少の2兆7,000億円となったことなどにより、資産の部合計は同6,319億円減少の68兆6,584億円となりました。

[負債の部]

預金は前年同期比924億円増加の49兆6,229億円、譲渡性預金は同251億円増加の3兆6,465億円となりましたが、債券が同8,721億円減少の2兆4,766億円、債券貸借取引受入担保金が同3,605億円減少の2兆8,088億円となったことなどにより、負債の部合計は同7,805億円減少の66兆6,449億円となりました。

[資本の部]

資本の部合計は前年同期比1,439億円増加の1兆7,192億円、1株当たり純資産額は136円15銭となりました。

自己資本比率

国内基準による連結自己資本比率は前年同期比1.45%増加し10.57%、単体自己資本比率は同1.33%増加し10.69%となりました。

セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。連結経常利益1,016億円は、銀行業で845億円、証券業で158億円、その他事業で13億円の利益を計上したことによるものであります。なお、当行には本邦以外の国又は地域に所在し営業を営む在外支店又は重要な連結子会社がなく、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。また、当行では一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載することとしておりますが、当行には本邦以外の国又は地域に所在し営業を営む在外支店又は重要な連結子会社がなく、海外経常収益が連結経常収益の10%未満であるため記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローはコールローン等による資金放出の減少、預金及び譲渡性預金の減少などを反映し、1兆7,459億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、国債等の取得・償還などを反映し、2兆6,466億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、188億円となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は2兆4,483億円となりました。

(1) 事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で3,261億円、証券業で0億円、その他事業で16億円、相殺消去後で合計3,278億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で900億円、証券業で162億円、その他事業で21億円、相殺消去後で合計1,078億円となりました。特定取引収支は、銀行業で32億円、証券業で57億円、合計90億円となりました。その他業務収支は、銀行業で433億円、証券業で0億円、その他事業で0億円、相殺消去後で合計433億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	326,189	73	1,653	20	327,896
うち資金運用収益	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	358,736	501	2,519	668	361,089
うち資金調達費用	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	32,547	428	865	648	33,193
役務取引等収支	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	90,096	16,205	2,164	638	107,828
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	117,210	16,742	3,339	846	136,446
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	27,114	537	1,174	208	28,617
特定取引収支	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	3,284	5,776			9,061
うち特定取引収益	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	3,284	5,776			9,061
うち特定取引費用	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間					
その他業務収支	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	43,329	83	0	19	43,393
うちその他業務収益	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	83,119	83	28	19	83,211
うちその他業務費用	前中間連結会計期間					
	当中間連結会計期間	39,790		27		39,817

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業.....銀行業

証券業.....証券業

その他事業...ファクタリング業等

2. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

## (2)国内・海外別収支

国内の資金運用収支は3,235億円、海外の資金運用収支は44億円となり、資金運用収支の合計額（相殺消去後）は3,278億円となりました。また、役務取引等収支は1,078億円、特定取引収支は90億円、その他業務収支は433億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	346,260	4,386	8,292	342,354
	当中間連結会計期間	323,587	4,400	92	327,896
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	388,026	11,622	19,671	379,977
	当中間連結会計期間	361,054	11,501	11,466	361,089
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	41,766	7,235	11,378	37,622
	当中間連結会計期間	37,466	7,100	11,374	33,193
役務取引等収支	前中間連結会計期間	91,320	106		91,213
	当中間連結会計期間	107,935	106		107,828
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	120,159		106	120,052
	当中間連結会計期間	136,552		106	136,446
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	28,839	106	106	28,839
	当中間連結会計期間	28,617	106	106	28,617
特定取引収支	前中間連結会計期間	37,534			37,534
	当中間連結会計期間	9,061			9,061
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	37,887			37,887
	当中間連結会計期間	9,061			9,061
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	353			353
	当中間連結会計期間				
その他業務収支	前中間連結会計期間	69,068	2		69,065
	当中間連結会計期間	43,397	3		43,393
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	117,521			117,521
	当中間連結会計期間	83,211			83,211
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	48,453	2		48,456
	当中間連結会計期間	39,813	3		39,817

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

## (3)国内・海外別資金運用 / 調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は59兆3,217億円となり、主な内訳として貸出金34兆7,840億円、有価証券16兆1,609億円となりました。海外の資金運用勘定の平均残高は9,143億円となりました。また利回りは、国内で1.21%、海外で2.50%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は61兆6,822億円となり、主な内訳として預金で48兆4,250億円となりました。海外の資金調達勘定の平均残高は6,535億円となりました。また、利回りは国内で0.12%、海外で2.16%となりました。

国内・海外合算ベースで相殺消去額を控除してみますと、資金運用勘定の平均残高は59兆3,167億円、利息は3,610億円、利回りは1.21%となりました。他方、資金調達勘定の平均残高は61兆4,213億円、利息は331億円、利回りは0.10%となりました。

## 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	58,856,251	388,026	1.31
	当中間連結会計期間	59,321,756	361,054	1.21
うち貸出金	前中間連結会計期間	36,439,939	330,720	1.81
	当中間連結会計期間	34,784,051	304,443	1.74
うち有価証券	前中間連結会計期間	9,872,852	40,695	0.82
	当中間連結会計期間	16,160,972	30,566	0.37
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	7,152,746	2,419	0.06
	当中間連結会計期間	3,981,192	1,264	0.06
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	26,309	0	0.00
	当中間連結会計期間	27,142	0	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	2,826,445	247	0.01
	当中間連結会計期間	2,311,783	190	0.01
うち預け金	前中間連結会計期間	1,439,474	6,860	0.95
	当中間連結会計期間	1,254,900	7,756	1.23
資金調達勘定	前中間連結会計期間	62,332,625	41,766	0.13
	当中間連結会計期間	61,682,226	37,466	0.12
うち預金	前中間連結会計期間	48,174,314	12,343	0.05
	当中間連結会計期間	48,425,018	10,002	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,612,733	703	0.03
	当中間連結会計期間	4,021,533	484	0.02
うち債券	前中間連結会計期間	3,626,904	4,763	0.26
	当中間連結会計期間	2,661,782	3,404	0.25
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	3,674,693	151	0.00
	当中間連結会計期間	2,277,135	43	0.00
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	206,137	3	0.00
	当中間連結会計期間	167,800	1	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	1,503,487	3,383	0.44
	当中間連結会計期間	2,518,083	2,716	0.21
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	3,900	5	0.29
	当中間連結会計期間	1,250	0	0.15
うち借入金	前中間連結会計期間	1,527,375	17,175	2.24
	当中間連結会計期間	1,589,726	20,691	2.59

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

## 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	917,033	11,622	2.52
	当中間連結会計期間	914,367	11,501	2.50
うち貸出金	前中間連結会計期間	917,033	11,622	2.52
	当中間連結会計期間	914,367	11,466	2.50
うち有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	656,183	7,235	2.19
	当中間連結会計期間	653,517	7,100	2.16
うち預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1. 平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示してあります。

## 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ( )	合計	小計	相殺消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	59,773,284	914,964	58,858,320	399,648	19,671	379,977	1.28
	当中間連結会計期間	60,236,123	919,368	59,316,755	372,556	11,466	361,089	1.21
うち貸出金	前中間連結会計期間	37,356,973	917,033	36,439,939	342,342	11,622	330,720	1.81
	当中間連結会計期間	35,698,418	914,367	34,784,051	315,910	11,466	304,443	1.74
うち有価証券	前中間連結会計期間	9,872,852	2,068	9,874,921	40,695	8,049	32,646	0.65
	当中間連結会計期間	16,160,972	5,001	16,155,970	30,566		30,566	0.37
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	7,152,746		7,152,746	2,419		2,419	0.06
	当中間連結会計期間	3,981,192		3,981,192	1,264		1,264	0.06
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	26,309		26,309	0		0	0.00
	当中間連結会計期間	27,142		27,142	0		0	0.00
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	2,826,445		2,826,445	247		247	0.01
	当中間連結会計期間	2,311,783		2,311,783	190		190	0.01
うち預け金	前中間連結会計期間	1,439,474		1,439,474	6,860		6,860	0.95
	当中間連結会計期間	1,254,900		1,254,900	7,756		7,756	1.23
資金調達勘定	前中間連結会計期間	62,988,808	916,579	62,072,229	49,001	11,378	37,622	0.12
	当中間連結会計期間	62,335,743	914,367	61,421,376	44,567	11,374	33,193	0.10
うち預金	前中間連結会計期間	48,174,314		48,174,314	12,343		12,343	0.05
	当中間連結会計期間	48,425,018		48,425,018	10,002		10,002	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,612,733		3,612,733	703		703	0.03
	当中間連結会計期間	4,021,533		4,021,533	484		484	0.02
うち債券	前中間連結会計期間	3,626,904		3,626,904	4,763		4,763	0.26
	当中間連結会計期間	2,661,782		2,661,782	3,404		3,404	0.25
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	3,674,693		3,674,693	151		151	0.00
	当中間連結会計期間	2,277,135		2,277,135	43		43	0.00
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	206,137		206,137	3		3	0.00
	当中間連結会計期間	167,800		167,800	1		1	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	1,503,487		1,503,487	3,383		3,383	0.44
	当中間連結会計期間	2,518,083		2,518,083	2,716		2,716	0.21
うちコマース ャル・ペーパー	前中間連結会計期間	3,900		3,900	5		5	0.29
	当中間連結会計期間	1,250		1,250	0		0	0.15
うち借入金	前中間連結会計期間	1,527,375	916,579	610,795	17,175	11,378	5,796	1.89
	当中間連結会計期間	1,589,726	914,367	675,358	20,691	11,374	9,316	2.75

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

## (4)国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益はすべて国内で1,364億円となり、その主な内訳として為替業務454億円、証券関連業務278億円、預金・債券・貸出業務190億円となりました。また、役務取引等費用は286億円で、そのうち為替業務が114億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	120,159		106	120,052
	当中間連結会計期間	136,552		106	136,446
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	16,545			16,545
	当中間連結会計期間	19,013			19,013
うち為替業務	前中間連結会計期間	46,602			46,602
	当中間連結会計期間	45,490			45,490
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	21,075			21,075
	当中間連結会計期間	27,877			27,877
うち代理業務	前中間連結会計期間	9,688			9,688
	当中間連結会計期間	9,872			9,872
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	4,829			4,829
	当中間連結会計期間	4,695			4,695
うち保証業務	前中間連結会計期間	4,676			4,676
	当中間連結会計期間	6,413			6,413
役務取引等費用	前中間連結会計期間	28,839	106	106	28,839
	当中間連結会計期間	28,617	106	106	28,617
うち為替業務	前中間連結会計期間	11,483			11,483
	当中間連結会計期間	11,476			11,476

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

[次へ](#)



## (5) 国内・海外別特定取引の状況

## 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益はすべて国内で90億円となり、主な内訳として商品有価証券収益65億円、特定金融派生商品収益22億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	37,887			37,887
	当中間連結会計期間	9,061			9,061
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	9,543			9,543
	当中間連結会計期間	6,549			6,549
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	50			50
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	27,937			27,937
	当中間連結会計期間	2,232			2,232
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	406			406
	当中間連結会計期間	227			227
特定取引費用	前中間連結会計期間	353			353
	当中間連結会計期間				
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	353			353
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

特定取引資産・負債の内訳（未残）

特定取引資産はすべて国内で9,398億円となり、主な内訳として特定金融派生商品6,179億円となりました。また、特定取引負債はすべて国内で7,241億円となり、主な内訳として特定金融派生商品5,489億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	898,627			898,627
	当中間連結会計期間	939,872			939,872
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	186,869			186,869
	当中間連結会計期間	213,228			213,228
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	74			74
	当中間連結会計期間	140			140
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	62			62
	当中間連結会計期間	10			10
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	711,220			711,220
	当中間連結会計期間	617,914			617,914
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	399			399
	当中間連結会計期間	108,578			108,578
特定取引負債	前中間連結会計期間	731,826			731,826
	当中間連結会計期間	724,106			724,106
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	99,264			99,264
	当中間連結会計期間	175,064			175,064
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	0			0
	当中間連結会計期間	0			0
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	105			105
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	632,562			632,562
	当中間連結会計期間	548,935			548,935
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(6)国内・海外別預金残高の状況  
 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	49,530,437			49,530,437
	当中間連結会計期間	49,622,921			49,622,921
うち流動性預金	前中間連結会計期間	29,489,890			29,489,890
	当中間連結会計期間	29,592,004			29,592,004
うち定期性預金	前中間連結会計期間	18,028,174			18,028,174
	当中間連結会計期間	18,017,323			18,017,323
うちその他	前中間連結会計期間	2,012,373			2,012,373
	当中間連結会計期間	2,013,593			2,013,593
譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,621,400			3,621,400
	当中間連結会計期間	3,646,500			3,646,500
総合計	前中間連結会計期間	53,151,837			53,151,837
	当中間連結会計期間	53,269,421			53,269,421

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

[次へ](#)

(7) 国内・海外別債券残高の状況  
債券の種類別残高（未残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
利付みずほ銀行債券	前中間連結会計期間	1,665,551		1,665,551
	当中間連結会計期間	1,589,705		1,589,705
割引みずほ銀行債券	前中間連結会計期間	1,683,195		1,683,195
	当中間連結会計期間	886,914		886,914
合計	前中間連結会計期間	3,348,746		3,348,746
	当中間連結会計期間	2,476,620		2,476,620

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 利付みずほ銀行債券には、「利付みずほ銀行債券（利子一括払）」を含んでおります。

(8) 国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成15年9月30日		平成16年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	38,261,180	100.00	35,092,523	100.00
製造業	4,316,925	11.28	3,728,678	10.62
農業	56,565	0.15	45,683	0.13
林業	2,198	0.01	1,419	0.00
漁業	2,047	0.01	1,961	0.01
鉱業	19,611	0.05	15,020	0.04
建設業	1,239,383	3.24	1,006,460	2.87
電気・ガス・熱供給・水道業	99,292	0.26	89,612	0.26
情報通信業	504,324	1.32	420,343	1.20
運輸業	972,010	2.54	950,550	2.71
卸売・小売業	5,573,775	14.57	4,971,943	14.17
金融・保険業	2,035,726	5.32	1,648,904	4.70
不動産業	4,112,175	10.75	3,979,450	11.34
各種サービス業	7,439,825	19.44	6,956,319	19.82
地方公共団体	236,001	0.61	236,347	0.67
その他	11,651,318	30.45	11,039,832	31.46
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	38,261,180		35,092,523	

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成15年9月30日	インドネシア	755
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）
平成16年9月30日	インドネシア	700
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）

（注） 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会第4号に規定する特定海外債権引当勘定の算出対象となる国の外国政府・金融機関・民間企業向け債権残高を記載しております。

（9）国内・海外別有価証券の状況  
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	9,161,124		9,161,124
	当中間連結会計期間	14,349,162		14,349,162
地方債	前中間連結会計期間	32,005		32,005
	当中間連結会計期間	118,567		118,567
社債	前中間連結会計期間	695,037		695,037
	当中間連結会計期間	1,116,708		1,116,708
株式	前中間連結会計期間	1,299,472		1,299,472
	当中間連結会計期間	1,477,837		1,477,837
その他の証券	前中間連結会計期間	739,553		739,553
	当中間連結会計期間	608,224		608,224
合計	前中間連結会計期間	11,927,193		11,927,193
	当中間連結会計期間	17,670,500		17,670,500

- （注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、表題に「(単体+再生専門子会社)」と記載しているものにつきましては株式会社みずほ銀行の計数に株式会社みずほプロジェクトの計数を単純合算したものを記載しております。

1. 損益の概要(単体+再生専門子会社)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	508,279	445,595	62,683
経費(除く臨時処理分)	293,603	280,377	13,226
人件費	90,967	75,885	15,082
物件費	185,635	185,841	206
税金	17,000	18,650	1,649
業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)	214,675	165,218	49,457
一般貸倒引当金純繰入額	31,409	93,251	61,841
業務純益	246,085	258,470	12,384
うち国債等債券損益	51,302	21,077	72,379
臨時損益	99,568	183,923	84,355
株式等損益	5,974	7,192	13,166
不良債権処理額	130,986	110,477	20,509
貸出金償却	71,803	57,773	14,030
個別貸倒引当金純繰入額	64,446	36,741	27,704
共同債権買取機構売却損	628		628
債権売却損失引当金純繰入額	3,988		3,988
特定債務者支援引当金純繰入額	4,540		4,540
特定海外債権引当勘定純繰入額	26	16	43
その他の債権売却損等	2,609	15,979	13,369
その他	37,392	80,638	118,030
経常利益	146,516	74,546	71,970
特別損益	31,545	10,269	21,276
うち動産不動産処分損益	20,844	5,811	26,655
うち減損損失	-	31,006	31,006
うち退職給付関連損益	19,167	7,328	26,495
うち東京都銀行税還付税金等	24,624		24,624
うち引当金戻入額等	8,528	56,579	48,050
税引前中間純利益	178,062	84,815	93,247
法人税、住民税及び事業税	244	254	10
法人税等調整額	110,578	58,686	51,891
中間純利益	67,240	25,873	41,366

(注) 1. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金純繰入額

3. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金純繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)

5. 株式等損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金純繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)

6. 特別利益に計上した引当金戻入額等を一般貸倒引当金純繰入額、個別貸倒引当金純繰入額、債権売却損失引当金純繰入額、特定債務者支援引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、投資損失引当金純繰入額（債券対応分、株式対応分）に組替えて記載し、同額をその他等から減額しております。

## 2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間（％） （A）	当中間会計期間（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
（1）資金運用利回	1.22	1.11	0.10
（イ）貸出金利回	1.75	1.67	0.08
（ロ）有価証券利回	0.52	0.28	0.23
（2）資金調達原価（含む経費）	1.00	0.94	0.06
（イ）預金債券等原価（含む経費）	1.07	1.01	0.06
預金債券等利回	0.04	0.03	0.01
（ロ）外部負債利回	0.23	0.35	0.11
（3）総資金利鞘	-	0.21	0.04
（4）預貸金利鞘	-	0.68	0.01
（5）預貸金利回差	-	1.70	0.06

（注）1. 「国内業務部門」とは、円建取引であります。

2. 「預金債券等」には、譲渡性預金を含んでおります。

3. 「外部負債」 = コールマネー + 売現先勘定 + 売渡手形 + 借入金

## 3. 預金・債券・貸出金の状況

### (1) 預金・債券・貸出金の残高（単体）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	49,607,477	49,827,131	219,654
預金（平残）	48,229,031	48,594,237	365,205
債券（未残）	3,348,746	2,476,620	872,126
債券（平残）	3,626,904	2,661,782	965,121
貸出金（未残）	37,679,902	34,765,649	2,914,253
貸出金（平残）	36,239,846	34,323,016	1,916,829



## (2)個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	28,347,786	28,884,956	537,170
一般法人	18,096,469	17,987,024	109,445
金融機関・政府公金	3,100,994	2,900,246	200,748
合計	49,545,249	49,772,228	226,979

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達整理前の計数です。

## (3)消費者ローン残高(単体+再生専門子会社)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	12,035,000	11,338,543	696,457
うち住宅ローン残高	11,265,384	10,612,358	653,026
うち居住用住宅ローン残高	9,029,598	8,651,777	377,821
うちその他ローン残高	769,616	726,185	43,431

## (4)中小企業等貸出金(単体+再生専門子会社)

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金比率	%	76.1	75.9	0.2
中小企業等貸出金残高	百万円	29,175,361	26,650,621	2,524,740

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業・サービス業は100人、小売業・飲食店は50人)以下の会社及び個人であります。

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	762,345	762,345
	利益剰余金	19,187	156,782
	連結子会社の少数株主持分	279,094	283,449
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	246,707	246,707
	その他有価証券の評価差損( )	127,809	20,273
	自己株式払込金	-	-
	自己株式( )	-	-
	為替換算調整勘定	169	-
	営業権相当額( )	-	-
	連結調整勘定相当額( )	-	-
	計 (A)	1,582,987	1,832,304
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	206,494	130,234
	一般貸倒引当金	602,259	318,079
	負債性資本調達手段等	1,118,772	1,184,403
	うち永久劣後債務(注3)	329,172	406,903
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	789,600	777,500
	計	1,927,526	1,632,716
うち自己資本への算入額 (B)	1,534,945	1,510,642	
控除項目	控除項目(注5) (C)	57,676	26,002
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	3,060,257	3,316,944
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	31,771,437	29,398,979
	オフ・バランス取引項目	1,777,141	1,961,870
	計 (E)	33,548,579	31,360,849
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		9.12	10.57

(注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	762,345	762,345
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	-	-
	任意積立金	-	-
	中間未処分利益	97,800	232,953
	その他	246,753	246,778
	その他有価証券の評価差損（ ）	130,899	23,358
	自己株式払込金	-	-
	自己株式（ ）	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	計（A）	1,626,000	1,868,719
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	206,494	130,234
	一般貸倒引当金	367,412	230,415
	負債性資本調達手段等	1,117,837	1,184,403
	うち永久劣後債務（注3）	328,237	406,903
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	789,600	777,500
	計	1,691,744	1,545,053
	うち自己資本への算入額（B）	1,533,575	1,510,646
控除項目	控除項目（注5）（C）	23,435	23,985
自己資本額	（A）+（B）-（C）（D）	3,136,139	3,355,380
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	31,701,332	29,421,449
	オフ・バランス取引項目	1,777,560	1,940,099
	計（E）	33,478,893	31,361,549
単体自己資本比率（国内基準）= D / E × 100（%）		9.36	10.69

（注）1．当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

3．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

4．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

( ) 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「MPC A」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC A優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited (以下、「MPC E」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC E優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A、Series Bともに平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 676億2,000万円 Series B 550億4,000万円
払込日	平成14年2月14日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPC Aに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がMPC Aに対して可処分配当可能利益(注3)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がMPC Aに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPC Eに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がMPC Eに対して可処分配当可能利益(注3)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がMPC Eに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。

配当可能利益制限	当行がM P C Aに対して、配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。	当行がM P C Eに対して、配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。
配当制限	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本M P C A優先出資証券への配当も同じ割合で減額される	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本M P C E優先出資証券への配当も同じ割合で減額される
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格

（注）1．損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が各発行体に対して交付する証明書（ただし損失補填事由が以下の場合には、その交付は当行の裁量による）であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。

当行によりもしくは当行に対して、清算手続が開始され、または当行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当行の債権者に対して送付された場合、監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、債務不履行またはその恐れのある場合、債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2．当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3．可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当行の配当可能利益から、ある会計年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がM P C A（M P C Eの欄についてはM P C E）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当利益は以下のように調整される。調整後の可処分配当可能利益 = 可処分配当可能利益 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4．配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

5．強制配当日

当行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6．パリティ優先出資証券

M P C A（M P C EについてはM P C E）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本M P C A優先出資証券（M P C Eについては本M P C E優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本M P C A優先出資証券の総称。（たとえば、M P C Aのケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにM P C Aから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

[次へ](#)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は賃貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

資産の査定の額(単体+再生専門子会社)

債権の区分	平成15年9月30日	平成16年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,556	2,216
危険債権	8,904	4,845
要管理債権	8,822	4,164
正常債権	384,386	360,893

(注) 1. 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2. 株式会社みずほ銀行の計数に再生専門子会社・株式会社みずほプロジェクトの計数を単純合算したものを記載しております。

資産の査定の額(単体)

債権の区分	平成15年9月30日	平成16年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,899	1,943
危険債権	5,637	3,833
要管理債権	6,653	2,940
正常債権	384,049	360,021

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 3【対処すべき課題】

今年度は金融再生プログラムの最終年度にあたるとともに、平成17年4月1日にはペイオフ完全解禁を迎えます。私どもは、今年度を「みずほの真価を発揮する一年」と位置付け、財務の健全性を維持・向上することはもちろんのこと、顧客セグメント・事業特性に応じたグループ各社の戦略展開を更に具体化するとともに、相互の連携を強化することにより、グループとしてのみずほの強みを最大限に発揮し、収益力の飛躍的な増強を図ってまいります。

当行は、個人マーケットにおいて、コンサルティングビジネス及び個人ローン分野におけるNO.1の確立を目指して、フィナンシャルコンサルタントや相談専用窓口の拡充、住宅ローンセンターの拠点拡大など、重点的な経営資源投下を行ってまいります。

また、平成16年8月に開始した新会員制サービス「みずほマイレージクラブ」とクレディセゾンの「セゾンカード」との融合によるクレジットサービスの拡充、オリエントコーポレーションとの提携による無担保ローン販売チャネルの拡充等により、サービスのレベルアップを図ってまいります。

加えて、中堅・中小企業マーケットにおきましては、審査運営の見直し等を通じ貸出増強を図るとともに、「ビジネス金融センター」の拠点網拡大により小規模法人向け対応力も強化してまいります。また、ソリューションの提供による貸出シェアの拡大についても従来以上に積極的に進めてまいります。

こうした収益拡大策に加え、コスト削減につきましては、店舗統廃合や人員の効率化などに加え、システム統合完了後のIT関連コストの削減などにより、再生専門子会社を含めた当行、みずほコーポレート銀行合算の経費総額を、平成18年度には7,000億円程度にまで削減し、聖域なきリストラを完遂してまいります。なお、当行におけるシステム統合につきましては、当グループの最重要課題のひとつとして平成16年7月から取り組み、平成16年12月をもって完了いたしました。引き続きシステムの安定稼働に注力してまいります。

また、財務の健全性向上につきましても、「みずほの企業再生プロジェクト」の進展により、平成14年9月末比不良債権残高を半減させ、目標を半年前倒しで達成するなど着実な成果を上げておりますが、引き続き、不良債権残高と株式保有リスクの更なる削減に取り組んでまいります。

### 4【経営上の重要な契約等】

クレジットカード事業における戦略的業務提携について

当行は、平成16年8月4日、株式会社みずほフィナンシャルグループ、ユーシーカード株式会社、株式会社クレディセゾンとの間で、クレジットカード事業における戦略的業務提携に向けて具体的な検討を進めるべく「基本合意書」を締結いたしました。

### 5【研究開発活動】

該当ありません。



### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	9,920,000,000
第一種優先株式	14,190,000
第二種優先株式	86,000,000
第四種優先株式	64,500,000
第五種優先株式	85,500,000
第六種優先株式	71,250,000
第七種優先株式	71,250,000
第八種優先株式	18,200,000
第九種優先株式	18,200,000
第十一種優先株式	1,000,000,000
第十二種優先株式	1,000,000,000
第十三種優先株式	1,000,000,000
計	13,349,090,000

(注) 1. 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

「当銀行が発行する株式の総数は、133億4,909万株とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式	99億2,000万株
第一種の優先株式	1,419万株
第二種の優先株式	8,600万株
第四種の優先株式	6,450万株
第五種の優先株式	8,550万株
第六種の優先株式	7,125万株
第七種の優先株式	7,125万株
第八種の優先株式	1,820万株
第九種の優先株式	1,820万株
第十一種の優先株式	10億株
第十二種の優先株式	10億株
第十三種の優先株式	10億株

2. 当中間会計期間の末日後、平成16年9月17日を効力発生日とする「株主総会決議事項についての会社の提案の内容に対する同意書」にて全株主の同意を得、平成16年9月18日付「株式併合につき株券提出公告」の株券提出期間満了日の翌日である平成16年10月19日に効力が発生した当行株式併合に伴い、当行の発行する株式の総数は133億3,574万910株減少して1,334万9,090株となっております。

減少株数133億3,574万910株の内訳は、普通株式99億1,008万株、第一種株式1,417万5,810株、第二種株式8,591万4,000株、第四種株式6,443万5,500株、第五種株式8,541万4,500株、第六種株式7,117万8,750株、第七種株式7,117万8,750株、第八種株式1,818万1,800株、第九種株式1,818万1,800株、第十一種株式10億株、第十二種株式10億株、第十三種株式9億9,700万株です。ただし「株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合にはこれに相当する株式の数を減ずる」旨を当行定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成16年12月27日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,776,704,101	3,776,704.101		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注)1
第一回第一種優先株式	14,190,000	14,190		(注)2(1)
第二回第二種優先株式	43,000,000	43,000		(注)2(2)
第三回第二種優先株式	43,000,000	43,000		(注)2(3)
第四回第四種優先株式	64,500,000	64,500		(注)2(4)
第五回第五種優先株式	85,500,000	85,500		(注)2(5)
第六回第六種優先株式	71,250,000	71,250		(注)2(6)
第七回第七種優先株式	71,250,000	71,250		(注)2(7)
第八回第八種優先株式	18,200,000	18,200		(注)2(8)
第九回第九種優先株式	18,200,000	18,200		(注)2(9)
第十回第十三種優先株式	360,000,000	1,800,000		(注)2(10)
計	4,565,794,101	6,005,794.101		

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式および第九回第九種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第一回、第二回、第三回、第四回、第五回、第六回、第七回、第八回、第九回および第十回の優先株式の内容については、平成16年9月17日を効力発生日とする「株主総会決議事項についての会社の提案の内容に対する同意書」にて、当行株式併合が全株主の同意を得、平成16年9月18日付「株式併合につき株券提出公告」の株券提出期間満了日の翌日である平成16年10月19日に効力が発生したため、以下のとおり、提出日現在(平成16年12月27日現在)の内容に変更となりました。

中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)	提出日現在 (平成16年12月27日現在)
<p>(1) 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金</p> <p>毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年22円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p>(1) 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金</p> <p>毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年2万2,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>

中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)	提出日現在 (平成16年12月27日現在)
<p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(二) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき11円25銭の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき3,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>普通株式への転換</p> <p>(イ) 転換請求期間 平成10年7月1日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 転換比率 転換比率は4.000とする。</p> <p>(ハ) 転換比率の調整 転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。</p> $\text{調整後転換比率} = \frac{\text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{1}$ <p>また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(二) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{転換比率}$ <p>普通株式への一斉転換 平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。</p>	<p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(二) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1万1,250円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき300万円を支払う。優先株主に対しては、上記300万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>普通株式への転換</p> <p>(イ) 転換請求期間 平成10年7月1日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 転換比率 転換比率は4.000とする。</p> <p>(ハ) 転換比率の調整 転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。</p> $\text{調整後転換比率} = \frac{\text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{1}$ <p>また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(二) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{転換比率}$ <p>普通株式への一斉転換 平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、300万円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。</p>
<p>(2) 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8円20銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円10銭の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 転換比率 転換比率は、3,060とする。</p>	<p>(2) 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,200円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,100円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 転換比率 転換比率は3,060とする。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>(ハ) 転換比率の修正</p> <p>転換比率は、平成17年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される転換比率に修正される。</p> $\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ <p>上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。</p> <p>(二) 転換比率の調整</p> <p>転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。</p> $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$ <p>また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数</p> <p>優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換比率}}$ <p>普通株式への一斉転換</p> <p>平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>	<p>(ハ) 転換比率の修正</p> <p>転換比率は、平成17年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される転換比率に修正される。</p> $\text{修正後転換比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.025}$ <p>上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。</p> <p>(二) 転換比率の調整</p> <p>転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。</p> $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$ <p>また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数</p> <p>優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換比率}}$ <p>普通株式への一斉転換</p> <p>平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、200万円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>(3) 第三回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>普通株式への転換</p> <p>(イ) 転換請求期間 平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 当初転換比率 当初転換比率は、下記算式により計算される。</p> $\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ <p>上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。</p>	<p>優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。</p> <p>(3) 第三回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万4,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>普通株式への転換</p> <p>(イ) 転換請求期間 平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 当初転換比率 当初転換比率は、下記算式により計算される。</p> $\text{当初転換比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.025}$ <p>上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>(ハ) 転換比率の修正</p> <p>当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される転換比率に修正される。</p> $\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ <p>上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれが高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。</p> <p>(二) 転換比率の調整</p> <p>転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。</p> $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$ <p>また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数</p> <p>優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換比率}}$ <p>普通株式への一斉転換</p> <p>平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>	<p>(ハ) 転換比率の修正</p> <p>当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される転換比率に修正される。</p> $\text{修正後転換比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.025}$ <p>上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれが高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。</p> <p>(二) 転換比率の調整</p> <p>転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。</p> $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$ <p>また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数</p> <p>優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換比率}}$ <p>普通株式への一斉転換</p> <p>平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、200万円を平成20年8月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>



<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>優先順位</p> <p>第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>(4) 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金</p> <p>毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき47円60銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項</p> <p>ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項</p> <p>優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金</p> <p>中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき23円80銭の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配</p> <p>残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>強制償還</p> <p>平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは抽選その他の方法により行う。償還価額は1株につき2,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位</p> <p>第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>優先順位</p> <p>第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>(4) 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金</p> <p>毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4万7,600円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項</p> <p>ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項</p> <p>優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金</p> <p>中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配</p> <p>残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>強制償還</p> <p>平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは抽選その他の方法により行う。償還価額は1株につき200万円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位</p> <p>第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>(5) 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 2em;">優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金</p> <p style="margin-left: 2em;">毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年42円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項</p> <p style="margin-left: 2em;">ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項</p> <p style="margin-left: 2em;">優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金</p> <p style="margin-left: 2em;">中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき21円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配</p> <p style="margin-left: 2em;">残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>強制償還</p> <p style="margin-left: 2em;">平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>議決権条項</p> <p style="margin-left: 2em;">優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p style="margin-left: 2em;">優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位</p> <p style="margin-left: 2em;">第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>(5) 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 2em;">優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金</p> <p style="margin-left: 2em;">毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項</p> <p style="margin-left: 2em;">ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項</p> <p style="margin-left: 2em;">優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金</p> <p style="margin-left: 2em;">中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配</p> <p style="margin-left: 2em;">残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>強制償還</p> <p style="margin-left: 2em;">平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>議決権条項</p> <p style="margin-left: 2em;">優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p style="margin-left: 2em;">優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位</p> <p style="margin-left: 2em;">第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>(6) 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 2em;">優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金</p> <p style="margin-left: 2em;">毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年11円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項</p> <p style="margin-left: 2em;">ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項</p> <p style="margin-left: 2em;">優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金</p> <p style="margin-left: 2em;">中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5円50銭の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配</p> <p style="margin-left: 2em;">残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>強制償還</p> <p style="margin-left: 2em;">平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>普通株式への転換</p> <p>(イ) 転換請求期間</p> <p style="margin-left: 2em;">平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 当初転換価額</p> <p style="margin-left: 2em;">当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420円を下回る場合は、420円とする。上記「平成18年10月1日における時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。</p>	<p>(6) 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 2em;">優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金</p> <p style="margin-left: 2em;">毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万1,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項</p> <p style="margin-left: 2em;">ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項</p> <p style="margin-left: 2em;">優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金</p> <p style="margin-left: 2em;">中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配</p> <p style="margin-left: 2em;">残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>強制償還</p> <p style="margin-left: 2em;">平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>普通株式への転換</p> <p>(イ) 転換請求期間</p> <p style="margin-left: 2em;">平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 当初転換価額</p> <p style="margin-left: 2em;">当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、42万円を下回る場合は、42万円とする。上記「平成18年10月1日における時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>(八) 転換価額の修正</p> <p>転換価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数</p> <p>優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$ <p>(ヘ) 転換比率</p> <p>転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。</p> <p>普通株式への一斉転換</p> <p>平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(八) 転換価額の修正</p> <p>転換価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数</p> <p>優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 200\text{万円}}{\text{転換価額}}$ <p>(ヘ) 転換比率</p> <p>転換比率は、200万円を転換価額で除した数とする。</p> <p>普通株式への一斉転換</p> <p>平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、200万円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>(7) 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>強制償還 平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p>	<p>新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>(7) 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>強制償還 平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>(ロ) 当初転換価額 当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540円を下回る場合は、540円とする。上記「平成16年10月1日における時価」とは、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。</p> <p>(ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。</p> <p>(二) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$ <p>(ヘ) 転換比率 転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。</p>	<p>(ロ) 当初転換価額 当初転換価額は、54万円とする。</p> <p>(ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>(二) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 200 \text{万円}}{\text{転換価額}}$ <p>(ヘ) 転換比率 転換比率は、200万円を転換価額で除した数とする。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>普通株式への一斉転換</p> <p>平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位</p> <p>第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p>	<p>普通株式への一斉転換</p> <p>平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、200万円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位</p> <p>第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。</p>
<p>(8) 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金</p> <p>毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年17円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項</p> <p>ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項</p> <p>優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金</p> <p>中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8円75銭の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配</p> <p>残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。</p>	<p>(8) 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金</p> <p>(イ) 優先配当金</p> <p>毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万7,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項</p> <p>ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項</p> <p>優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金</p> <p>中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配</p> <p>残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。</p>

[次へ](#)

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>普通株式への転換</p> <p>(イ) 転換請求期間 平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 転換価額 転換価額は、454円とする。</p> <p>(ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合は、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。</p> <p>(ニ) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$ <p>普通株式への一斉転換 平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、1,250円を平成21年9月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>普通株式への転換</p> <p>(イ) 転換請求期間 平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 転換価額 転換価額は、454,000円とする。</p> <p>(ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が33万1,000円を下回る場合は、修正後転換価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>(ニ) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 125 \text{万円}}{\text{転換価額}}$ <p>普通株式への一斉転換 平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>



<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>(9) 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円38銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円69銭の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 転換価額 転換価額は、454円とする。</p>	<p>新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。</p> <p>(9) 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>(ロ) 転換価額 転換価額は、454,000円とする。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>(八) 転換価額の修正</p> <p>転換価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合には、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数</p> <p>優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$ <p>普通株式への一斉転換</p> <p>平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、1,250円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>	<p>(八) 転換価額の修正</p> <p>転換価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が33万1,000円を下回る場合には、修正後転換価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後転換価額とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。</p> <p>(ホ) 転換により発行すべき普通株式数</p> <p>優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 125 \text{万円}}{\text{転換価額}}$ <p>普通株式への一斉転換</p> <p>平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>議決権条項</p> <p>優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等</p> <p>優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>(10) 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年80円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき40円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>強制償還 平成20年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき1,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>議決権条項 株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>	<p>優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。</p> <p>なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。</p> <p>(10) 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。</p> <p>優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>(ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の優先中間配当金を支払う。</p> <p>残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>強制償還 平成20年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>議決権条項 株主総会において議決権を有しない。</p> <p>新株予約権等 優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。</p> <p>優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>

<p style="text-align: center;">中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)</p>	<p style="text-align: center;">提出日現在 (平成16年12月27日現在)</p>
<p>優先順位</p> <p>第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。</p>	<p>優先順位</p> <p>第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。</p>

## (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成16年4月1日～ 平成16年9月30日		4,565,794		650,000,000		762,345,829

(注) 当中間会計期間の末日後、平成16年9月17日を効力発生日とする「株主総会決議事項についての会社の提案の内容に対する同意書」にて全株主の同意を得、平成16年9月18日付「株式併合につき株券提出公告」の株券提出期間満了日の翌日である平成16年10月19日に効力が発生した当行株式併合に伴い、当行の発行済株式総数は、45億5,978万8千株減少して600万5千株となっております。

## (4) 【大株主の状況】

普通株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,776,704	100.00
計		3,776,704	100.00

第一回第一種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	14,190	100.00
計		14,190	100.00

第二回第二種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	43,000	100.00
計		43,000	100.00

第三回第二種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	43,000	100.00
計		43,000	100.00

第四回第四種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第五回第五種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第六回第六種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第七回第七種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第八回第八種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第九回第九種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第十回第十三種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	360,000	100.00
計		360,000	100.00

(5) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成16年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	789,090,000		各種類の株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1) 株式の総数等」 「発行済株式」 (注)2に記載のとおりであります。  (注)
第一回第一種優先株式	14,190,000		
第二回第二種優先株式	43,000,000		
第三回第二種優先株式	43,000,000		
第四回第四種優先株式	64,500,000		
第五回第五種優先株式	85,500,000		
第六回第六種優先株式	71,250,000		
第七回第七種優先株式	71,250,000		
第八回第八種優先株式	18,200,000		
第九回第九種優先株式	18,200,000		
第十回第十三種優先株式	360,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式3,776,704,000	3,776,704	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 101		同上
発行済株式総数	4,565,794,101		
総株主の議決権		3,776,704	

(注) 第一種、第二種、第四種から第九種までの各優先株式については、平成14年6月24日開催の定時株主総会以降、議決権が発生しておりましたが、平成16年6月24日を効力発生日とする「株主総会決議事項の会社の提案の内容に対する同意書」にて本優先株式の株主に対し配当金を支払うことについて全株主の同意を得たため、同日以降、無議決権株式となっております。

【自己株式等】

平成16年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					



## 2【株価の推移】

当行株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていませんので、該当事項はありません。

## 3【役員の状況】

### (1) 新任役員

該当ありません。

### (2) 退任役員

該当ありません。

### (3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

前中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

前中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）及び当中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
現金預け金	8	5,238,284	7.56	3,687,910	5.37	4,732,307	6.76
コールローン及び買入手形		3,756,500	5.42	2,700,000	3.93	4,269,900	6.10
買現先勘定		5,199	0.01	9,699	0.01	9,799	0.01
債券貸借取引支払保証金		3,666,285	5.29	3,396,252	4.95	3,273,337	4.68
買入金銭債権		741,490	1.07	623,041	0.91	606,245	0.87
特定取引資産	2,8	898,627	1.30	939,872	1.37	865,423	1.24
金銭の信託		17,011	0.02	15,000	0.02	17,000	0.02
有価証券	1,2, 8	11,927,193	17.21	17,670,500	25.74	14,488,882	20.71
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	38,261,180	55.22	35,092,523	51.11	37,482,297	53.58
外国為替	7	141,014	0.20	142,187	0.21	146,193	0.21
その他資産	8,10	1,771,384	2.56	1,470,859	2.14	1,547,132	2.21
動産不動産	8, 11,12	1,189,396	1.72	851,316	1.24	887,728	1.27
債券繰延資産		728	0.00	292	0.00	428	0.00
繰延税金資産		804,205	1.16	649,512	0.95	713,358	1.02
支払承諾見返		1,867,629	2.70	2,006,964	2.92	1,753,122	2.51
貸倒引当金		995,623	1.44	597,440	0.87	831,581	1.19
投資損失引当金		127	0.00	13	0.00	80	0.00
資産の部合計		69,290,381	100.00	68,658,479	100.00	69,961,495	100.00
<b>(負債の部)</b>							
預金	8	49,530,437	71.48	49,622,921	72.28	50,407,758	72.05
譲渡性預金		3,621,400	5.23	3,646,500	5.31	3,877,950	5.54
債券		3,348,746	4.83	2,476,620	3.61	2,810,806	4.02
コールマネー及び売渡手形	8	1,863,400	2.69	1,711,000	2.49	2,140,200	3.06
売現先勘定	8	139,137	0.20	15,799	0.03	35,418	0.05
債券貸借取引受入担保金	8	3,169,435	4.57	2,808,866	4.09	3,036,896	4.34
コマースナル・ペーパー		7,800	0.01	1,500	0.00	1,000	0.00
特定取引負債		731,826	1.06	724,106	1.06	708,545	1.01
借入金	8,13	627,249	0.91	627,569	0.92	674,512	0.97
外国為替		18,995	0.03	15,369	0.02	14,989	0.02
社債	14	639,572	0.92	652,815	0.95	657,719	0.94
その他負債		1,650,140	2.38	2,198,115	3.20	1,725,310	2.47
賞与引当金		9,024	0.01	8,768	0.01	8,918	0.01
退職給付引当金		6,951	0.01	8,357	0.01	7,870	0.01
債権売却損失引当金		5,829	0.01	-	-	-	-
ポイント引当金		-	-	0	0.00	-	-
特別法上の引当金		401	0.00	565	0.00	568	0.00
繰延税金負債		1,235	0.00	1,620	0.00	2,429	0.00
再評価に係る繰延税金負債	11	186,258	0.27	117,500	0.17	123,166	0.18
支払承諾		1,867,629	2.70	2,006,964	2.92	1,753,122	2.51
負債の部合計		67,425,472	97.31	66,644,962	97.07	67,987,183	97.18
<b>(少数株主持分)</b>							
少数株主持分		289,591	0.42	294,220	0.43	297,914	0.42
<b>(資本の部)</b>							
資本金		650,000	0.94	650,000	0.94	650,000	0.93
資本剰余金		762,345	1.10	762,345	1.11	762,345	1.09
利益剰余金		19,187	0.03	156,782	0.23	114,446	0.16
土地再評価差額金	11	272,618	0.39	171,909	0.25	180,199	0.26
その他有価証券評価差額金		129,003	0.19	21,741	0.03	30,595	0.04
為替換算調整勘定		169	0.00	-	-	-	-
資本の部合計		1,575,318	2.27	1,719,295	2.50	1,676,397	2.40
負債、少数株主持分及び資本の部合計		69,290,381	100.00	68,658,479	100.00	69,961,495	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		732,080	100.00	609,317	100.00	1,352,578	100.00
資金運用収益		379,977		361,089		754,987	
(うち貸出金利息)		(330,720)		(304,443)		(656,659)	
(うち有価証券利息配当 金)		(32,646)		(30,566)		(67,740)	
役務取引等収益		120,052		136,446		247,010	
特定取引収益		37,887		9,061		75,449	
その他業務収益		117,521		83,211		179,447	
その他経常収益	1	76,641		19,509		95,685	
経常費用		594,988	81.27	507,671	83.32	1,098,684	81.23
資金調達費用		37,622		33,222		71,539	
(うち預金利息)		(12,343)		(10,002)		(22,578)	
(うち債券利息)		(4,227)		(3,404)		(8,759)	
(うち債券発行差金償却)		(535)		(-)		(-)	
役務取引等費用		28,839		28,617		53,583	
特定取引費用		353		-		1,491	
その他業務費用		48,456		39,817		75,499	
営業経費		331,329		319,575		646,311	
その他経常費用	2	148,386		86,437		250,258	
経常利益		137,092	18.73	101,646	16.68	253,894	18.77
特別利益	3	57,944	7.91	66,420	10.90	67,931	5.02
特別損失	4,5	31,762	4.34	59,722	9.80	119,645	8.84
税金等調整前中間(当期)純 利益		163,274	22.30	108,344	17.78	202,180	14.95
法人税、住民税及び事業税		530	0.07	1,033	0.17	1,085	0.08
法人税等調整額		104,485	14.27	58,068	9.53	132,318	9.78
少数株主利益		2,770	0.38	5,491	0.90	10,402	0.77
中間(当期)純利益		55,487	7.58	43,750	7.18	58,374	4.32

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		981,668	762,345	981,668
資本剰余金減少高		219,322	-	219,322
欠損てん補に伴う利益剰余金 への振替		219,322	-	219,322
資本剰余金中間期末(期末)残 高		762,345	762,345	762,345
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		260,111	114,446	260,111
利益剰余金増加高		279,299	52,040	374,558
中間(当期)純利益		55,487	43,750	58,374
欠損てん補に伴う資本剰余金 からの振替		219,322	-	219,322
土地再評価差額金取崩による 利益剰余金増加高		4,489	8,290	96,861
利益剰余金減少高			9,705	-
配当金			9,705	-
利益剰余金中間期末(期末)残 高		19,187	156,782	114,446

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシ ュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純 利益		163,274	108,344	202,180
減価償却費		41,347	39,634	84,106
減損損失			33,076	-
連結調整勘定償却額		16	-	34
持分法による投資損益( )		590	63	1,459
貸倒引当金の増加額		12,131	234,140	176,173
投資損失引当金の増加額		124	67	78
債権売却損失引当金の増加額		19,106	-	24,936
賞与引当金の増加額		605	149	730
退職給付引当金の増加額		836	487	1,755
資金運用収益		379,977	361,089	754,987
資金調達費用		37,622	33,222	71,539
有価証券関係損益( )		64,942	1,404	61,677
金銭の信託の運用損益( )		1	5	3
為替差損益( )		442	10,332	823
動産不動産処分損益( )		21,118	5,697	98,660
退職給付信託設定関係損益 ( )		56,783	-	56,783
特定取引資産の純増( )減		551,782	74,449	584,986
特定取引負債の純増減( )		450,477	15,560	473,758
貸出金の純増( )減		454,753	2,389,774	324,129
預金の純増減( )		556,399	784,836	1,434,232
譲渡性預金の純増減( )		701,930	231,450	958,480
債券の純増減( )		569,994	334,186	1,107,934
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減( )		5,237	56,007	8,278
預け金(中央銀行預け金を除 く)の純増( )減		122,754	125,145	4,991
コールローン等の純増( ) 減		3,549,746	1,553,203	3,166,991
債券貸借取引支払保証金の純 増( )減		137,808	122,915	255,139
コールマネー等の純増減 ( )		1,855,068	448,819	1,681,987
コマーシャル・ペーパーの純 増減( )		7,800	500	1,000
債券貸借取引受入担保金の純 増減( )		2,120,793	228,029	1,988,255
外国為替(資産)の純増 ( )減		15,334	4,006	10,155
外国為替(負債)の純増減 ( )		8,282	379	4,277
資金運用による収入		381,493	374,955	749,012
資金調達による支出		41,056	46,505	82,797
その他		55,439	5,940	93,325
小計		4,052,939	1,746,888	5,607,505
法人税等の支払額		1,621	903	1,766
営業活動によるキャッシュ・ フロー		4,051,318	1,745,984	5,605,738

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシ ュ・フロー				
有価証券の取得による支出		14,430,730	13,827,606	27,040,934
有価証券の売却による収入		6,366,926	1,834,945	9,109,800
有価証券の償還による収入		3,364,487	9,341,414	11,031,305
金銭の信託の増加による支出		5,000	10,000	13,000
金銭の信託の減少による収入			12,000	8,015
動産不動産の取得による支出		12,935	19,922	64,036
動産不動産の売却による収入		5,630	22,538	251,415
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による支出		239	-	812
投資活動によるキャッシュ・ フロー		4,711,860	2,646,630	6,718,245
財務活動によるキャッシ ュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		10,000	35,000	159,222
劣後特約付借入金返済によ る支出			30,000	105,000
劣後特約付社債の発行による 収入		11,800	93,700	31,500
劣後特約付社債の償還による 支出		45,000	99,200	45,000
配当金支払額			9,705	-
少数株主への配当金支払額		29	8,603	29
財務活動によるキャッシュ・ フロー		23,229	18,808	40,693
現金及び現金同等物に係る 換算差額		280	202	452
現金及び現金同等物の増加 額		684,052	919,251	1,072,265
現金及び現金同等物の期首 残高		4,439,847	3,367,581	4,439,847
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	1	3,755,794	2,448,329	3,367,581

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 25社</p> <p>主要な会社名</p> <p>みずほインベスターズ証券株式会社 株式会社みずほプロジェクト みずほ信用保証株式会社 みずほローン保証株式会社 みずほファクター株式会社</p> <p>なお、株式会社みずほプロジェクト、みずほオペレーションサービス株式会社他1社は、設立、株式の追加取得等により当中間連結会計期間から連結しております。</p>	<p>連結子会社 25社</p> <p>主要な会社名</p> <p>みずほインベスターズ証券株式会社 株式会社みずほプロジェクト みずほ信用保証株式会社 みずほファクター株式会社</p>	<p>連結子会社 25社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、株式会社みずほプロジェクト、みずほビジネス金融センター株式会社他4社は、設立等により当連結会計年度から連結しております。また、みずほローン保証株式会社他2社はみずほ信用保証株式会社との合併により連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 10社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社みずほアドバイザリー 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社</p> <p>なお、株式会社みずほアドバイザリー他1社は、設立等により当中間連結会計期間から持分法を適用し、また、みずほオペレーションサービス株式会社は、子会社化に伴い持分法の対象から除外しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>阪都不動産管理株式会社</p> <p>持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 8社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社みずほアドバイザリー 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社</p> <p>なお、設立により当中間連結会計期間からマックス・インベストメント・アドバイザリー株式会社に、持分法を適用しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>阪都不動産管理株式会社</p> <p>持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 7社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社みずほアドバイザリー 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社</p> <p>なお、株式会社みずほアドバイザリー他1社は、設立等により持分法を適用しております。また、Mizuho Securities USA Inc.他3社は売却等により持分法適用の対象から除外しております。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>阪都不動産管理株式会社</p> <p>持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 5社 9月末日 18社 12月最終営業日の前日 2社</p> <p>(2) 12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 3社 9月末日 20社 12月最終営業日の前日 2社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 3社 3月末日 20社 6月最終営業日の前日 2社</p> <p>(2) 6月最終営業日の前日を決算日とする子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
4. 会計処理 基準に関する 事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>また、満期保有目的の債券はありません。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却の方法は、動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左</p> <p>ソフトウェア 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却の方法は、動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 債券繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (イ)債券繰延資産 次のとおり償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(ロ)社債発行費 発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 債券繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先及び注記事項(中間連結貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>なお、破綻懸念先及び注記事項(中間連結貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>なお、破綻懸念先及び注記事項(連結貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は806,770百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は759,121百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は707,931百万円であります。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準            当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準            当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準            同左</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準            賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準            同左</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準            賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準            退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。            数理計算上の差異            各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年~12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準            退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準            退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。            なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当中間連結会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として28,761百万円計上しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、127,467百万円であります。</p>	<p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当連結会計年度における損益に与えている影響額は、特別利益として28,761百万円計上しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、114,538百万円であります。</p>

[次へ](#)



	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(10) 債権売却損失引当金の計上基準  (株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準  特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金2百万円及び証券取引責任準備金399百万円であり、次のとおり計上しております。  (イ) 金融先物取引責任準備金  金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。  (ロ) 証券取引責任準備金  証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準  特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金565百万円であり、次のとおり計上しております。  (イ) 金融先物取引責任準備金  同左  (ロ) 証券取引責任準備金  同左</p>	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準  特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金2百万円及び証券取引責任準備金565百万円であり、次のとおり計上しております。  (イ) 金融先物取引責任準備金  同左  (ロ) 証券取引責任準備金  同左</p>
		<p>(12) ポイント引当金  「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用し、先物外国為替取引等に係る円換算差金は、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は1,491百万円減少、「特定取引負債」は9,515百万円増加、「その他資産」は80,802百万円増加、「その他負債」は69,795百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用し、先物外国為替取引等に係る円換算差金は、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は80,373百万円増加、「その他負債」は53,884百万円増加し、「特定取引資産」は16,180百万円減少、「特定取引負債」は10,308百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(14)リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(14)リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(14)リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は185,951百万円、繰延ヘッジ利益は146,256百万円であります。</p>	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性評価の方法は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してはりましたが多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で</p>	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当連結会計年度以降は、同報告の本則規定に基づきヘッジ取引を処理しております。ヘッジ有効性の評価は、同報告の本則規定に基づき、以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は133,859百万円、繰延ヘッジ利益は113,976百万円であります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>その他有価証券のうち債券の相場変動を相殺するヘッジ取引の会計処理については従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当中間連結会計期間より債券相場環境の変化に対応し、ヘッジ取引の効果をより適切に中間連結財務諸表に反映させることを目的として、時価ヘッジを適用しております。従来の方法によった場合に比べ、この変更による影響額は以下のとおりです。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>「資金運用収益」 716百万円減少</p> <p>「その他業務費用」 5,109百万円増加</p> <p>「経常利益」 5,825百万円減少</p> <p>「特別損失」 14,412百万円増加</p> <p>「税金等調整前中間純利益」 20,238百万円減少</p> <p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「その他資産」 54,964百万円減少</p> <p>「その他負債」 1,822百万円減少</p>	<p>繰延ヘッジ損失は157,659百万円、繰延ヘッジ利益は129,618百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>「その他有価証券評価差額金」 32,904百万円減少</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>
	<p>(16)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(16)消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(16)消費税等の会計処理 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
5.(中間) 連結キャ ッシュ・フロ ー計算書に おける資金 の範囲	中間連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲は、 中間連結貸借対照表上の「現金 預け金」のうち現金及び中央銀 行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算 書における資金の範囲は、連結 貸借対照表上の「現金預け金」 のうち現金及び中央銀行への預 け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 従来は、処分可能見込額が帳簿価 額を著しく下回った所有不動産につ いて、処分可能見込額と帳簿価額と の差額を直接償却しておりました が、「固定資産の減損に係る会計基 準」(「固定資産の減損に係る会計 基準の設定に関する意見書」(企業 会計審議会平成14年8月9日))及 び「固定資産の減損に係る会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指 針第6号平成15年10月31日)が平成 16年4月1日以後開始する事業年度 から適用することを認めることとさ れたことに伴い、当中間連結会計期 間から同会計基準及び同適用指針を 適用しております。これにより税金 等調整前中間純利益は27,241百万円 減少しております。	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)
	長期信用銀行法施行規則別紙様式が「長期信用銀行法 施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成16年9月30 日付内閣府令第80号)により改正されたことに伴い、債 券発行差金の償却額は、従来、資金調達費用中「債券発 行差金償却」として表示しておりましたが、当中間連結 会計期間からは「債券利息」に含めて表示しておりま す。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式43,246百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計5,199百万円含まれております。また、使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計77百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は411,580百万円、再貸付に供している有価証券は2,946百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,309,564百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式1,994百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式、その他証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計109,599百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は295,912百万円、再貸付に供している有価証券は702百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,204,204百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式2,062百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計9,799百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は884,335百万円、再貸付に供している有価証券は1,947百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,462,869百万円であります。</p>



前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は85,530百万円、延滞債権額は1,111,567百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、2,678百万円でありませす。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は38,213百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は49,017百万円、延滞債権額は683,065百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、1,735百万円でありませす。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は31,141百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は67,323百万円、延滞債権額は867,262百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は22,898百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)																								
<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は842,518百万円であり ます。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,077,829百万円であり ます。</p> <p>但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、2,678百万円であり ます。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理して おります。</p> <p>これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有して おりますが、その額面金額は656,185百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="183 1646 478 1848"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>87,591百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,873,709百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>3,754,345百万円</td> </tr> <tr> <td>動産不動産</td> <td>5,618百万円</td> </tr> </table>	特定取引資産	87,591百万円	有価証券	4,873,709百万円	貸出金	3,754,345百万円	動産不動産	5,618百万円	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は387,828百万円であり ます。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,151,052百万円であり ます。</p> <p>但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、1,735百万円であり ます。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理して おります。</p> <p>これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有して おりますが、その額面金額は513,624百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="598 1646 893 1848"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>114,832百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,801,384百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>3,803,347百万円</td> </tr> <tr> <td>動産不動産</td> <td>1,668百万円</td> </tr> </table>	特定取引資産	114,832百万円	有価証券	2,801,384百万円	貸出金	3,803,347百万円	動産不動産	1,668百万円	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は598,788百万円であり ます。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,556,273百万円であり ます。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理して おります。</p> <p>これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分出来る権利を有して おりますが、その額面金額は611,587百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="1013 1646 1308 1848"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>94,439百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,141,372百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>3,583,104百万円</td> </tr> <tr> <td>動産不動産</td> <td>5,592百万円</td> </tr> </table>	特定取引資産	94,439百万円	有価証券	3,141,372百万円	貸出金	3,583,104百万円	動産不動産	5,592百万円
特定取引資産	87,591百万円																									
有価証券	4,873,709百万円																									
貸出金	3,754,345百万円																									
動産不動産	5,618百万円																									
特定取引資産	114,832百万円																									
有価証券	2,801,384百万円																									
貸出金	3,803,347百万円																									
動産不動産	1,668百万円																									
特定取引資産	94,439百万円																									
有価証券	3,141,372百万円																									
貸出金	3,583,104百万円																									
動産不動産	5,592百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 391,600百万円</p> <p>コールマ ネー及び 売渡手形 売現先勘 定 1,456,100百万円</p> <p>20,382百万円</p> <p>債券貸借 取引受入 担保金 2,950,785百万円</p> <p>借入金 4,814百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」21百万円、「特定取引資産」1,678百万円及び「有価証券」826,407百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は107,683百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は2,253百万円であります。</p>	<p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 366,130百万円</p> <p>コールマ ネー及び 売渡手形 売現先勘 定 1,003,200百万円</p> <p>6,106百万円</p> <p>債券貸借 取引受入 担保金 2,528,557百万円</p> <p>借入金 12,412百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」177百万円、「特定取引資産」1,611百万円及び「有価証券」827,034百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は107,743百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は996百万円です。</p>	<p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 393,219百万円</p> <p>コールマ ネー及び 売渡手形 売現先勘 定 1,431,000百万円</p> <p>25,622百万円</p> <p>債券貸借 取引受入 担保金 2,164,569百万円</p> <p>借入金 20,096百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」21百万円、「特定取引資産」1,286百万円及び「有価証券」807,971百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は114,138百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は1,218百万円です。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,688,971百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,649,490百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は373,043百万円、繰延ヘッジ利益の総額は238,302百万円であります。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,803,356百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,624,173百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は276,691百万円、繰延ヘッジ利益の総額は174,209百万円であります。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,578,261百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,467,589百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は434,618百万円、繰延ヘッジ利益の総額は299,969百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>11. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額は658,851百万円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金545,000百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額は608,638百万円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金598,287百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 217,495百万円</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額は608,047百万円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金589,222百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>

( 中間連結損益計算書関係 )

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>1 . その他経常収益には、退職給付信託設定益56,783百万円を含んでおります。</p> <p>2 . その他経常費用には、貸出金償却89,662百万円及び貸倒引当金繰入額37,832百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間連結会計期間末までに対応する還付加算金相当額の合計24,624百万円、厚生年金基金代行返上益28,761百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別損失には、動産不動産処分損21,558百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額10,204百万円を含んでおります。</p>	<p>1 . その他経常収益には、株式等売却益9,881百万円を含んでおります。</p> <p>2 . その他経常費用には、貸出金償却57,796百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 特別利益には、貸倒引当金純取崩額55,727百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別損失には、減損損失33,076百万円、当中間連結会計期間より時価ヘッジ会計を適用したことによる影響14,412百万円、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額7,931百万円を含んでおります。</p>	<p>1 . その他経常収益には、退職給付信託設定益56,783百万円、株式等売却益18,362百万円を含んでおります。</p> <p>2 . その他経常費用には、貸出金償却197,058 百万円、債権売却損17,555百万円、株式等売却損5,967百万円、事業税5,166百万円及び株式等償却3,699百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 特別利益には、厚生年金基金代行返上益28,761百万円、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び還付加算金の合計24,642百万円、貸倒引当金純取崩額6,885百万円、債権売却損失引当金純取崩額4,740百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額18,144百万円を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																										
	<p>5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="497 371 900 837"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏</td> <td>遊休資産</td> <td>土地建物</td> <td>2,816</td> </tr> <tr> <td>57物件 処分予定 資産</td> <td>動産等</td> <td>19,813</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地建物</td> <td>10,426</td> </tr> <tr> <td>1ヶ店 廃止予定 店舗</td> <td>動産等</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5ヶ店 遊休資産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>62物件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>一部の国内連結子会社において、投資額の回収が見込めなくなった営業用店舗について減損損失を計上しております。その際のグルーピングは、各支店を各々独立した単位としております。回収可能価額については、使用価値により測定しており、当該連結子会社では割引率8.8%を適用しております。</p> <p>当行並びに一部の国内連結子会社において、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について減損損失を計上しております。その際のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。回収可能価額については、正味売却価額により算定しており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産	土地建物	2,816	57物件 処分予定 資産	動産等	19,813	その他	営業用店舗	土地建物	10,426	1ヶ店 廃止予定 店舗	動産等	19		5ヶ店 遊休資産				62物件			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																									
首都圏	遊休資産	土地建物	2,816																									
	57物件 処分予定 資産	動産等	19,813																									
その他	営業用店舗	土地建物	10,426																									
	1ヶ店 廃止予定 店舗	動産等	19																									
	5ヶ店 遊休資産																											
	62物件																											

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																														
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(金額単位 百万円)</p> <p>平成15年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>5,238,284</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>300,221</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,182,268</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>3,755,794</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	5,238,284	定期預け金	300,221	その他	1,182,268	<hr/>		現金及び現金同等物	3,755,794	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(金額単位 百万円)</p> <p>平成16年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>3,687,910</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>300,171</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>939,409</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,448,329</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,687,910	定期預け金	300,171	その他	939,409	<hr/>		現金及び現金同等物	2,448,329	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(金額単位 百万円)</p> <p>平成16年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>4,732,307</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>340,171</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,024,554</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>3,367,581</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	4,732,307	定期預け金	340,171	その他	1,024,554	<hr/>		現金及び現金同等物	3,367,581
現金預け金勘定	5,238,284																															
定期預け金	300,221																															
その他	1,182,268																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	3,755,794																															
現金預け金勘定	3,687,910																															
定期預け金	300,171																															
その他	939,409																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	2,448,329																															
現金預け金勘定	4,732,307																															
定期預け金	340,171																															
その他	1,024,554																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	3,367,581																															

[次へ](#)



## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																																																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>47,023百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>1,319百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>48,342百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>30,278百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>866百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>31,144百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>16,745百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>452百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>17,198百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>7,054百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>20,424百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>27,478百万円</td></tr> </table> <li>・支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>  支払リース料</td><td>3,466百万円</td></tr> <tr><td>  減価償却費相当額</td><td>2,911百万円</td></tr> <tr><td>  支払利息相当額</td><td>258百万円</td></tr> </table> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <li>・利息相当額の算定方法</li> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> </ul> <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当ありません。</li> </ul>	取得価額相当額		動産	47,023百万円	その他	1,319百万円	合計	48,342百万円	減価償却累計額相当額		動産	30,278百万円	その他	866百万円	合計	31,144百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	16,745百万円	その他	452百万円	合計	17,198百万円	1年内	7,054百万円	1年超	20,424百万円	合計	27,478百万円	支払リース料	3,466百万円	減価償却費相当額	2,911百万円	支払利息相当額	258百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>52,657百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>655百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>53,312百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>33,447百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>382百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>33,830百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>19,209百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>272百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>19,482百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>8,114百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>21,433百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>29,547百万円</td></tr> </table> <li>・支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>  支払リース料</td><td>4,336百万円</td></tr> <tr><td>  減価償却費相当額</td><td>4,264百万円</td></tr> <tr><td>  支払利息相当額</td><td>359百万円</td></tr> </table> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <li>・利息相当額の算定方法</li> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> </ul> <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当ありません。</li> </ul>	取得価額相当額		動産	52,657百万円	その他	655百万円	合計	53,312百万円	減価償却累計額相当額		動産	33,447百万円	その他	382百万円	合計	33,830百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	19,209百万円	その他	272百万円	合計	19,482百万円	1年内	8,114百万円	1年超	21,433百万円	合計	29,547百万円	支払リース料	4,336百万円	減価償却費相当額	4,264百万円	支払利息相当額	359百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>55,728百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>1,271百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>57,000百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>33,995百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>913百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>34,908百万円</td></tr> <tr><td>年度末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>21,733百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>358百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>22,092百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>8,582百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>24,256百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>32,838百万円</td></tr> </table> <li>・支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>  支払リース料</td><td>7,642百万円</td></tr> <tr><td>  減価償却費相当額</td><td>7,186百万円</td></tr> <tr><td>  支払利息相当額</td><td>583百万円</td></tr> </table> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <li>・利息相当額の算定方法</li> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> </ul> <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当ありません。</li> </ul>	取得価額相当額		動産	55,728百万円	その他	1,271百万円	合計	57,000百万円	減価償却累計額相当額		動産	33,995百万円	その他	913百万円	合計	34,908百万円	年度末残高相当額		動産	21,733百万円	その他	358百万円	合計	22,092百万円	1年内	8,582百万円	1年超	24,256百万円	合計	32,838百万円	支払リース料	7,642百万円	減価償却費相当額	7,186百万円	支払利息相当額	583百万円
取得価額相当額																																																																																																														
動産	47,023百万円																																																																																																													
その他	1,319百万円																																																																																																													
合計	48,342百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	30,278百万円																																																																																																													
その他	866百万円																																																																																																													
合計	31,144百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	16,745百万円																																																																																																													
その他	452百万円																																																																																																													
合計	17,198百万円																																																																																																													
1年内	7,054百万円																																																																																																													
1年超	20,424百万円																																																																																																													
合計	27,478百万円																																																																																																													
支払リース料	3,466百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	2,911百万円																																																																																																													
支払利息相当額	258百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	52,657百万円																																																																																																													
その他	655百万円																																																																																																													
合計	53,312百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	33,447百万円																																																																																																													
その他	382百万円																																																																																																													
合計	33,830百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	19,209百万円																																																																																																													
その他	272百万円																																																																																																													
合計	19,482百万円																																																																																																													
1年内	8,114百万円																																																																																																													
1年超	21,433百万円																																																																																																													
合計	29,547百万円																																																																																																													
支払リース料	4,336百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	4,264百万円																																																																																																													
支払利息相当額	359百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	55,728百万円																																																																																																													
その他	1,271百万円																																																																																																													
合計	57,000百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	33,995百万円																																																																																																													
その他	913百万円																																																																																																													
合計	34,908百万円																																																																																																													
年度末残高相当額																																																																																																														
動産	21,733百万円																																																																																																													
その他	358百万円																																																																																																													
合計	22,092百万円																																																																																																													
1年内	8,582百万円																																																																																																													
1年超	24,256百万円																																																																																																													
合計	32,838百万円																																																																																																													
支払リース料	7,642百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	7,186百万円																																																																																																													
支払利息相当額	583百万円																																																																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・ 未経過リース料 1年内          1,769百万円 1年超          6,192百万円 合計            7,962百万円 (2) 貸手側 ・ 該当ありません。	2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・ 未経過リース料 1年内          18,628百万円 1年超          105,880百万円 合計            124,509百万円 (2) 貸手側 ・ 該当ありません。	2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・ 未経過リース料 1年内          18,750百万円 1年超          114,231百万円 合計            132,982百万円 (2) 貸手側 ・ 該当ありません。

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	687,180	734,602	47,422	96,549	49,127
債券	9,384,744	9,220,800	163,943	753	164,697
国債	9,324,066	9,161,124	162,942	350	163,292
地方債	20,640	20,428	211	357	569
社債	40,038	39,248	789	45	835
その他	689,790	679,470	10,320	1,128	11,449
合計	10,761,715	10,634,873	126,841	98,431	225,273

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は162百万円であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。
- 時価が取得原価の50%以下の銘柄  
時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	563,296
非上場外国証券	10,139
非公募債券等	667,366

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,117,261	1,120,902	3,640	3,640	-
地方債	53,657	53,897	239	268	28
その他	99,624	101,589	1,965	1,965	-
合計	1,270,544	1,276,389	5,845	5,873	28

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	600,973	735,917	134,943	166,291	31,347
債券	13,479,278	13,367,206	112,071	4,926	116,998
国債	13,343,489	13,231,900	111,589	4,374	115,963
地方債	56,654	56,610	44	450	495
社債	79,133	78,695	437	101	539
その他	510,223	501,941	8,282	3,651	11,933
合計	14,590,475	14,605,065	14,589	174,869	160,280

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は32,904百万円（収益）であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は199百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成16年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	739,925
非上場外国証券	31,563
非公募債券等	1,046,312

[次へ](#)

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成16年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	195,586	1,414

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	897,546	898,183	636	1,119	482
地方債	18,058	18,087	28	28	-
合計	915,604	916,270	665	1,147	482

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	637,462	760,985	123,522	147,884	24,361
債券	11,208,861	11,063,513	145,348	1,835	147,183
国債	11,124,837	10,980,584	144,253	1,507	145,760
地方債	29,332	29,017	314	299	614
社債	54,691	53,911	780	28	808
その他	336,521	332,307	4,214	1,869	6,084
合計	12,182,846	12,156,806	26,039	151,589	177,629

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したのものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は309百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	8,895,122	101,060	32,786

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成16年3月31日現在）

	金額（百万円）	
その他有価証券		
非上場株式（店頭売買株式を除く）		562,553
非上場外国証券等		10,009
非公募債券等		836,467

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成16年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
債券	6,195,762	3,657,285	2,821,972	140,565
国債	6,139,825	2,909,331	2,688,408	140,565
地方債	1,768	21,173	32,693	-
社債	54,168	726,780	100,870	-
その他	2,854	168,750	106,216	-
合計	6,198,617	3,826,036	2,928,189	140,565

（金銭の信託関係）

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成15年9月30日現在）  
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成15年9月30日現在）  
該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成16年9月30日現在）  
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成16年9月30日現在）  
該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成16年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	17,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成16年3月31日現在）  
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成16年3月31日現在）  
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

前中間連結会計期間末（平成15年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	126,734
その他有価証券	126,734
(+) 繰延税金資産	-
(-) 繰延税金負債	1,658
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	128,392
(-) 少数株主持分相当額	1,194
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	583
その他有価証券評価差額金	129,003

（注）時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末（平成16年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	18,314
その他有価証券	18,314
（+）繰延税金資産	-
（-）繰延税金負債	2,052
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	20,367
（-）少数株主持分相当額	1,467
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	93
その他有価証券評価差額金	21,741

（注）1．その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は32,904百万円（収益）であります。

2．時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末（平成16年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	26,039
その他有価証券	26,039
（+）繰延税金資産	-
（-）繰延税金負債	2,750
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	28,790
（-）少数株主持分相当額	2,050
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	245
その他有価証券評価差額金	30,595

（注）時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	361,219	352	352
店頭	金利スワップ	100,690,858	132,482	132,482
	金利オプション	3,334,799	1,260	1,260
	合計			133,391

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	9,393,319	36,714	25,707
	為替予約	3,437,056	32,467	32,467
	通貨オプション	5,336,973	20,319	59,041
	合計			865

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。

(3)株式関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	176	2	2
	株式指数先物オプション	624	5	2
	合計			0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。



## (4)債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	156,664	2,056	2,056
店頭	債券店頭オプション	440,000	241	379
	合計			2,435

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5)商品関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション	141,553	3,754	3,754
	合計			3,754

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 商品はオイル、アルミ等に係るものであります。

## (6)クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

## (7)ウェザーデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	373	2	2
	合計			2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 取引は気温等に係るものであります。

当中間連結会計期間末

(1)金利関連取引（平成16年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	605,372	13	13
	金利オプション	21,710	3	0
店頭	金利スワップ	90,152,311	81,708	81,708
	金利オプション	2,281,368	1,015	1,015
	合計			82,738

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引（平成16年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	9,876,002	20,781	11,495
	為替予約	6,400,998	5,670	5,670
	通貨オプション	7,586,528	8,069	79,923
	合計			62,758

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3)株式関連取引（平成16年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	10	0	0
	株式指数先物オプション	420	1	0
	合計			0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引（平成16年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	債券先物	23,357	44	44
	合計			44

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引（平成16年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	商品オプション	225,629	6,131	6,131
	合計			6,131

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引（平成16年9月30日現在）

該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引（平成16年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ （オプション系）	460	2	2
	合計			2

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

[次へ](#)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度  
(自 平成15年 4月 1日  
至 平成16年 3月31日)

(1)取引の内容

当行及び連結子会社は、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先物、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 債券関連取引：債券先物、債券店頭オプション
- D. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション
- E. その他：コモディティーデリバティブ、ウェザーデリバティブ

(2)利用目的

当行は、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当行が保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェアバリューヘッジの）ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュフロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

当行は、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」  
お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「当行が保有する資産・負債に係わるリスクコントロール  
(ALM：Asset and Liability Management)」  
定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」  
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当行のクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する統合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

自己資本比率（国内基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は1,159,699百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として統合リスク管理部を設置しております。

当行は、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、当行が経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況等については、日次で頭取に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

当行のトレーディング業務にかかるV A R（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) V A Rの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b) 対象期間中のV A Rの実績

- ・ 最大値：11億円
- ・ 平均値：6億円

対象期間は平成15年4月1日～平成16年3月31日

（注）V A R（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。V A Rの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

前連結会計年度  
 (自 平成15年 4月 1日  
 至 平成16年 3月31日)

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種類	前連結会計年度 (平成16年3月31日現在)
金利スワップ	1,057,997
通貨スワップ	538,289
先物外国為替取引	167,209
金利オプション(買)	17,895
通貨オプション(買)	315,293
その他の金融派生商品	29,302
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	966,289
合計	1,159,699

上記は、連結自己資本比率(国内基準)に基づく信用リスク相当額であります。

## 2. 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売 建	210,235	67,369	637	637
	買 建	125,418	8,828	28	28
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	43,638,924	35,609,307	517,038	517,038
	受取変動・支払固定	43,021,145	34,876,603	399,768	399,768
	受取変動・支払変動	5,093,249	4,085,399	3,767	3,767
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	売 建	1,414,581	839,294	4,945	4,945
	買 建	1,381,381	714,705	6,210	6,210
	合計				114,157

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	9,406,535	8,521,845	32,556	6,066
	売 建	1,624,489	444,943	56,914	56,914
	買 建	2,643,737	973,742	91,486	91,486
	通貨オプション				
	売 建	2,950,510	1,968,187	139,153	29,359
	買 建	3,205,005	2,052,625	187,779	69,725
	合計				58,446

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度からは上記に含めて記載してあります。

(3)株式関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売 建	58	-	0	0
	買 建	58	-	0	0
	株式指数先物 オプション				
	売 建	587	-	1	0
	買 建	500	-	0	0
	合計				0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (4)債券関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売 建	14,940	-	14	14
	買 建	9,528	-	2	2
	合 計				17

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (5)商品関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション				
	売 建	86,578	85,027	1,598	1,598
	買 建	86,578	85,027	3,257	3,257
	合 計				4,856

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6)クレジットデリバティブ取引（平成16年3月31日現在）

該当ありません。

## (7)ウェザーデリバティブ取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売 建	283	-	9	9
	買 建	283	-	17	17
	合 計				8

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。



(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	568,153	35,741	5,421	609,317	-	609,317
(2)セグメント間の内部経常収益	953	9	646	1,609	(1,609)	-
計	569,107	35,751	6,068	610,927	(1,609)	609,317
経常費用	484,598	19,951	4,710	509,260	(1,588)	507,671
経常利益	84,509	15,800	1,357	101,666	(20)	101,646

前連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,274,640	68,495	9,441	1,352,578	-	1,352,578
(2)セグメント間の内部経常収益	1,932	30	230	2,192	(2,192)	-
計	1,276,573	68,525	9,672	1,354,771	(2,192)	1,352,578
経常費用	1,053,275	40,497	7,083	1,100,855	(2,171)	1,098,684
経常利益	223,298	28,028	2,589	253,915	(21)	253,894

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他事業...ファクタリング業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び前連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び前連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載しておりません。

## ( 1株当たり情報 )

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	98.03	136.15	122.22
1株当たり中間(当期)純利益	円	14.69	11.58	12.88
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	11.53	9.11	10.75

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	55,487	43,750	58,374
普通株主に帰属しない金額	百万円			9,705
うち利益処分による優先配当額	百万円			9,705
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	55,487	43,750	48,668
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	3,776,704	3,776,704	3,776,704
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円			3,044
うち希薄化効果を有する優先株式の優先配当額	百万円			3,044
普通株式増加数	千株	1,032,113	1,024,839	1,032,113
うち優先株式	千株	1,032,113	1,024,839	1,032,113
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要				

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>当行は、平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。</p> <p>当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 普通株式1,000株を1株に併合。</p> <p>(2) 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。</p> <p>(3) 第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。</p> <p>なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。</p> <p>前期首に当該株式併合が行われたと仮定した場合における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりであります。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)			前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	前中間連 結会計期 間	当中間連 結会計期 間	前連結会 計年度	
	1株当たり 純資産額 98,034円 70銭	1株当たり 純資産額 136,157円 32銭	1株当たり 純資産額 122,228円 80銭	
	1株当たり 中間純利 益金額 14,692円 12銭	1株当たり 中間純利 益金額 11,584円 20銭	1株当たり 当期純利 益金額 12,886円 59銭	
	潜在株式 調整後1株 当たり中 間純利益 金額 11,538円 76銭	潜在株式 調整後1株 当たり中 間純利益 金額 9,111円 67銭	潜在株式 調整後1株 当たり当 期純利益 金額 10,753円 76銭	

(2) 【その他】  
該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
現金預け金	8	5,020,929	7.29	3,649,992	5.35	4,695,419	6.73
コールローン		3,700,000	5.37	2,700,000	3.96	3,500,000	5.01
債券貸借取引支払保証金		3,583,311	5.20	3,245,454	4.76	3,175,215	4.55
買入手形		56,500	0.08	-	-	769,900	1.10
買入金銭債権		327,305	0.48	217,458	0.32	182,827	0.26
特定取引資産	8	739,108	1.07	739,733	1.09	720,641	1.03
有価証券	1,2, 8	12,675,028	18.40	18,327,129	26.87	15,238,948	21.82
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	37,679,902	54.70	34,765,649	50.98	37,001,430	52.99
外国為替	7	141,014	0.20	142,187	0.21	146,193	0.21
その他資産	8,10	1,771,264	2.57	1,461,068	2.14	1,551,238	2.22
動産不動産	8,11, 12,16	1,168,521	1.70	833,205	1.22	867,535	1.24
債券繰延資産		728	0.00	292	0.00	428	0.00
繰延税金資産		800,192	1.16	643,135	0.94	707,488	1.02
支払承諾見返		1,965,289	2.85	1,908,376	2.80	1,912,132	2.74
貸倒引当金		548,617	0.80	353,917	0.52	460,530	0.66
投資損失引当金		191,597	0.27	83,936	0.12	179,384	0.26
資産の部合計		68,888,882	100.00	68,195,829	100.00	69,829,484	100.00
<b>(負債の部)</b>							
預金	8	49,607,477	72.01	49,827,131	73.07	50,541,987	72.38
譲渡性預金		3,652,900	5.30	3,880,300	5.69	4,105,750	5.88
債券		3,348,746	4.86	2,476,620	3.63	2,810,806	4.03
コールマネー	8	1,227,300	1.78	1,527,800	2.24	1,537,800	2.20
売現先勘定	8	123,884	0.18	99	0.00	7,119	0.01
債券貸借取引受入担保金	8	3,072,058	4.46	2,641,650	3.87	2,932,870	4.20
売渡手形	8	623,100	0.91	173,200	0.25	597,400	0.86
特定取引負債		632,562	0.92	549,041	0.81	600,955	0.86
借入金	8,13	1,470,442	2.13	1,493,212	2.19	1,538,115	2.20
外国為替		18,995	0.03	15,369	0.02	14,989	0.02
社債	14	-	-	3,500	0.01	-	-
その他負債		1,276,314	1.85	1,781,101	2.61	1,344,260	1.92
賞与引当金		7,555	0.01	7,075	0.01	7,298	0.01
債権売却損失引当金		5,829	0.01	-	-	-	-
特定債務者支援引当金		18,300	0.03	-	-	-	-
ポイント引当金		-	-	0	0.00	-	-
特別法上の引当金	15	2	0.00	-	-	2	0.00
再評価に係る繰延税金負債	16	186,258	0.27	117,500	0.17	123,166	0.18
支払承諾		1,965,289	2.85	1,908,376	2.80	1,912,132	2.74
負債の部合計		67,237,016	97.60	66,401,979	97.37	68,074,656	97.49
<b>(資本の部)</b>							
資本金		650,000	0.94	650,000	0.95	650,000	0.93
資本剰余金		762,345	1.11	762,345	1.12	762,345	1.09
資本準備金		762,345		762,345		762,345	
利益剰余金		97,800	0.14	232,953	0.34	195,070	0.28
中間(当期)未処分利益		97,800		232,953		195,070	
土地再評価差額金	16	272,618	0.40	171,909	0.25	180,199	0.26
その他有価証券評価差額金		130,899	0.19	23,358	0.03	32,787	0.05
資本の部合計		1,651,865	2.40	1,793,850	2.63	1,754,828	2.51
負債及び資本の部合計		68,888,882	100.00	68,195,829	100.00	69,829,484	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		701,828	100.00	554,576	100.00	1,265,134	100.00
資金運用収益		371,499		339,971		722,349	
(うち貸出金利息)		(316,049)		(285,058)		(619,248)	
(うち有価証券利息配当 金)		(40,529)		(30,491)		(75,511)	
役務取引等収益		102,630		115,261		208,774	
特定取引収益		28,332		3,284		57,982	
その他業務収益		110,728		76,948		165,625	
その他経常収益	2	88,638		19,110		110,404	
経常費用		529,242	75.41	451,334	81.38	990,487	78.29
資金調達費用		41,066		36,847		79,710	
(うち預金利息)		(12,355)		(10,003)		(22,587)	
(うち債券利息)		(4,227)		(3,404)		(8,759)	
(うち債券発行差金償 却)		(535)		(-)		(-)	
役務取引等費用		29,685		29,336		55,309	
特定取引費用		353		-		1,491	
その他業務費用		35,973		27,606		47,189	
営業経費	1	316,353		302,677		617,252	
その他経常費用	3	105,811		54,867		189,535	
経常利益		172,585	24.59	103,242	18.62	274,646	21.71
特別利益	4	62,423	8.89	51,926	9.36	82,087	6.49
特別損失	5,6	30,878	4.40	56,932	10.27	117,905	9.32
税引前中間(当期)純利益		204,131	29.08	98,236	17.71	238,829	18.88
法人税、住民税及び事業税		241	0.03	252	0.04	476	0.04
法人税等調整額		110,578	15.75	58,686	10.58	140,143	11.08
中間(当期)純利益		93,311	13.30	39,297	7.09	98,208	7.76
前期繰越利益		-		185,365		-	
土地再評価差額金取崩額		4,489		8,290		96,861	
中間(当期)未処分利益		97,800		232,953		195,070	

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 特定取引 資産・負債 の評価基準 及び収益・ 費用の計上 基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>



	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
2. 有価証券 の評価基準 及び評価方 法	<p>有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>また、満期保有目的の債券はありません。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
3. デリバティブ取引 の評価基準 及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左
4. 固定資産 の減価償却 の方法	<p>(1)動産不動産 動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p> <p>(2)ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1)動産不動産 同左</p> <p>(2)ソフトウェア 同左</p>	<p>(1)動産不動産 動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p> <p>(2)ソフトウェア 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
5. 繰延資産 の処理方法	<p>債券繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(1) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間(3年)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間(3年)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 社債発行費 発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>債券繰延資産 次のとおり償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間(3年)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
6. 引当金の 計上基準	<p>(1)貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先及び注記事項(中間貸借対照表関係)</p> <p>5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>なお、破綻懸念先及び注記事項(中間貸借対照表関係)</p> <p>5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は306,374百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は371,311百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は340,286百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>
	<p>(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 賞与引当金 同左</p>	<p>(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」「(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当中間会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として28,761百万円計上しております。</p> <p>また、当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、127,467百万円であります。</p>		<p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」「(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当事業年度における損益に与えている影響額は、特別利益として28,761百万円計上しております。</p> <p>なお、期末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、114,538百万円であります。</p>
	<p>(5)債権売却損失引当金 (株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(6)特定債務者支援引当金 再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(7)金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>		<p>(7)金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		(8)ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」に おけるマイレージポイントの将 来の利用による負担に備えるた め、未利用の付与済ポイントを 金額に換算した残高のうち、将 来利用される見込額を合理的に 見積もり、必要と認める額を計 上しております。	

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用し、先物外国為替取引等に係る円換算差金は、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は1,491百万円減少、「特定取引負債」は9,515百万円増加、「その他資産」は80,802百万円増加、「その他負債」は69,795百万円増加しております。</p>	<p>外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用し、先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当事業年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、特定取引資産及び特定取引負債中の「特定金融派生商品」、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他の資産」は187,779百万円減少、「その他の負債」は200,227百万円減少し、特定取引資産中の「特定金融派生商品」は16,180百万円減少、特定取引負債中の「特定金融派生商品」は10,308百万円増加、その他資産中の「金融派生商品」は268,152百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は254,111百万円増加しております。</p>
8. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左

[次へ](#)



	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
9.ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報)</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理してあります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価してあります。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしてあります。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分してあります。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は185,951百万円、繰延ヘッジ利益は146,256百万円であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用してあります。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用してあります。ヘッジ有効性評価の方法は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っています。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価してあります。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価してあります。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価してあります。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報)</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当事業年度以降は、同報告の本則規定に基づきヘッジ取引を処理してあります。ヘッジ有効性の評価は、同報告の本則規定に基づき、以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価してあります。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価してあります。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分してあります。</p>



	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 従来は、処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回った所有不動産について、処分可能見込額と帳簿価額との差額を直接償却しておりましたが、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用することを認めることとされたことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税引前中間純利益は25,171百万円減少しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)
	<p>長期信用銀行法施行規則別紙様式が「長期信用銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成16年9月30日付内閣府令第80号)により改正されたことに伴い、債券発行差金の償却額は、従来、資金調達費用中「債券発行差金償却」として表示しておりましたが、当中間会計期間からは「債券利息」に含めて表示しております。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	

[次へ](#)

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 762,170百万円</p> <p>本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計77百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は365,040百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,207,758百万円であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 667,770百万円</p> <p>本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式及びその他証券に合計99,900百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は201,180百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,035,739百万円であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 763,151百万円</p> <p>本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は823,955百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,351,479百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は50,679百万円、延滞債権額は688,463百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、2,678百万円でありませす。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は34,877百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は38,661百万円、延滞債権額は527,655百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、1,735百万円でありませす。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は28,141百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は48,227百万円、延滞債権額は556,902百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は22,321百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は630,426百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,404,445百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、2,678百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は656,185百万円であります。</p>	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は265,866百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は860,323百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、1,735百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は513,624百万円あります。</p>	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は416,064百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,043,516百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、611,587百万円あります。</p>



前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)																																																						
<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>5,129百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,874,924百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,754,345百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>391,600百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>833,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,129百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>2,897,940百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td>623,100百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,612百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」21百万円及び「有価証券」825,928百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は98,294百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は1,534百万円であります。</p>	特定取引資産	5,129百万円	有価証券	4,874,924百万円	貸出金	3,754,345百万円	預金	391,600百万円	コールマネー	833,000百万円	売現先勘定	5,129百万円	債券貸借取引受入担保金	2,897,940百万円	売渡手形	623,100百万円	借入金	1,612百万円	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>99百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,815,776百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,803,347百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>366,130百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>830,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>99百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>2,439,655百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td>173,200百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,129百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」177百万円及び「有価証券」825,488百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は98,980百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は325百万円あります。</p>	特定取引資産	99百万円	有価証券	2,815,776百万円	貸出金	3,803,347百万円	預金	366,130百万円	コールマネー	830,000百万円	売現先勘定	99百万円	債券貸借取引受入担保金	2,439,655百万円	売渡手形	173,200百万円	借入金	1,129百万円	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>7,119百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>3,141,336百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,583,104百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>393,219百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>833,600百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>7,119百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>2,106,378百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td>597,400百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,319百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」21百万円、「有価証券」807,214百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p>	特定取引資産	7,119百万円	有価証券	3,141,336百万円	貸出金	3,583,104百万円	預金	393,219百万円	コールマネー	833,600百万円	売現先勘定	7,119百万円	債券貸借取引受入担保金	2,106,378百万円	売渡手形	597,400百万円	借入金	1,319百万円
特定取引資産	5,129百万円																																																							
有価証券	4,874,924百万円																																																							
貸出金	3,754,345百万円																																																							
預金	391,600百万円																																																							
コールマネー	833,000百万円																																																							
売現先勘定	5,129百万円																																																							
債券貸借取引受入担保金	2,897,940百万円																																																							
売渡手形	623,100百万円																																																							
借入金	1,612百万円																																																							
特定取引資産	99百万円																																																							
有価証券	2,815,776百万円																																																							
貸出金	3,803,347百万円																																																							
預金	366,130百万円																																																							
コールマネー	830,000百万円																																																							
売現先勘定	99百万円																																																							
債券貸借取引受入担保金	2,439,655百万円																																																							
売渡手形	173,200百万円																																																							
借入金	1,129百万円																																																							
特定取引資産	7,119百万円																																																							
有価証券	3,141,336百万円																																																							
貸出金	3,583,104百万円																																																							
預金	393,219百万円																																																							
コールマネー	833,600百万円																																																							
売現先勘定	7,119百万円																																																							
債券貸借取引受入担保金	2,106,378百万円																																																							
売渡手形	597,400百万円																																																							
借入金	1,319百万円																																																							

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,724,713百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,685,232百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は375,321百万円、繰延ヘッジ利益の総額は238,772百万円であります。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 646,777百万円</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,934,634百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,755,471百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は276,682百万円、繰延ヘッジ利益の総額は174,209百万円であります。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 596,585百万円</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,646,259百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,535,628百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は434,600百万円、繰延ヘッジ利益の総額は299,969百万円であります。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 596,181百万円</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 121,913百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,409,487百万円が含まれております。</p> <p>15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 2百万円</p> <p>16. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 88,922百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,483,453百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>16. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 89,636百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,477,791百万円が含まれております。</p> <p>15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 2百万円</p> <p>16. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 217,495百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 24,528百万円 その他 15,296百万円</p> <p>2. その他経常収益には、退職給付信託設定益69,770百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却60,512百万円、貸倒引当金繰入額17,217百万円及び投資損失引当金繰入額9,471百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、厚生年金基金代行返上益28,761百万円、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間会計期間末までに対応する還付加算金相当額の合計24,624百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、動産不動産処分損21,283百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額9,594百万円を含んでおります。</p>	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 21,019百万円 その他 17,243百万円</p> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益9,475百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却35,182百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、貸倒引当金純取崩額41,257百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、減損損失31,006百万円、当中間期より時価ヘッジ会計を適用したことによる影響14,412百万円、退職給付会計導入に伴う会計基準変更差異の費用処理額7,328百万円を含んでおります。</p>	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 50,150百万円 その他 30,778百万円</p> <p>2. 「その他経常収益」には、退職給付信託設定益69,770百万円を含んでおります。</p> <p>3. 「その他経常費用」には、債権売却損7,289百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、厚生年金基金代行返上益28,761百万円、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び還付加算金の合計24,642百万円、貸倒引当金純取崩額21,123百万円、債権売却損失引当金純取崩額4,740百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、動産不動産処分損100,982百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額16,922百万円を含んでおります。</p>

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																		
	<p>6. 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="497 295 916 689"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏</td> <td>遊休資産 56物件</td> <td>土地建物 動産等</td> <td>2,808 19,813</td> </tr> <tr> <td>処分予定 資産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>廃止予定 店舗 5ヶ店</td> <td>土地建物 動産等</td> <td>8,364 19</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 62物件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当中間期末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 56物件	土地建物 動産等	2,808 19,813	処分予定 資産			その他	廃止予定 店舗 5ヶ店	土地建物 動産等	8,364 19	遊休資産 62物件			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																	
首都圏	遊休資産 56物件	土地建物 動産等	2,808 19,813																	
	処分予定 資産																			
その他	廃止予定 店舗 5ヶ店	土地建物 動産等	8,364 19																	
	遊休資産 62物件																			

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																																																																																														
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>40,856百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>259百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>41,115百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>24,936百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>222百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>25,159百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>15,919百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>15,956百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>6,022百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>18,892百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>24,915百万円</td></tr> </table> <li>当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>2,804百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,551百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>190百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>1,769百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>6,192百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>7,962百万円</td></tr> </table> </ul>	取得価額相当額		動産	40,856百万円	その他	259百万円	合計	41,115百万円	減価償却累計額相当額		動産	24,936百万円	その他	222百万円	合計	25,159百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	15,919百万円	その他	36百万円	合計	15,956百万円	1年内	6,022百万円	1年超	18,892百万円	合計	24,915百万円	支払リース料	2,804百万円	減価償却費相当額	2,551百万円	支払利息相当額	190百万円	1年内	1,769百万円	1年超	6,192百万円	合計	7,962百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>51,911百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>51,936百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>32,893百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>32,919百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>19,017百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>19,017百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>7,861百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>21,059百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>28,920百万円</td></tr> </table> <li>当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>4,099百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>4,117百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>341百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>18,626百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>105,880百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>124,507百万円</td></tr> </table> </ul>	取得価額相当額		動産	51,911百万円	その他	25百万円	合計	51,936百万円	減価償却累計額相当額		動産	32,893百万円	その他	25百万円	合計	32,919百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	19,017百万円	その他	-百万円	合計	19,017百万円	1年内	7,861百万円	1年超	21,059百万円	合計	28,920百万円	支払リース料	4,099百万円	減価償却費相当額	4,117百万円	支払利息相当額	341百万円	1年内	18,626百万円	1年超	105,880百万円	合計	124,507百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>49,705百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>258百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>49,963百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>28,799百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>241百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>29,040百万円</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>20,906百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>20,923百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料期末残高相当額</li> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>7,519百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>23,013百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>30,533百万円</td></tr> </table> <li>当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>6,380百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>6,458百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>459百万円</td></tr> </table> <li>減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>18,749百万円</td></tr> <tr><td>  1年超</td><td>114,231百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>132,980百万円</td></tr> </table> </ul>	取得価額相当額		動産	49,705百万円	その他	258百万円	合計	49,963百万円	減価償却累計額相当額		動産	28,799百万円	その他	241百万円	合計	29,040百万円	期末残高相当額		動産	20,906百万円	その他	17百万円	合計	20,923百万円	1年内	7,519百万円	1年超	23,013百万円	合計	30,533百万円	支払リース料	6,380百万円	減価償却費相当額	6,458百万円	支払利息相当額	459百万円	1年内	18,749百万円	1年超	114,231百万円	合計	132,980百万円
取得価額相当額																																																																																																																																
動産	40,856百万円																																																																																																																															
その他	259百万円																																																																																																																															
合計	41,115百万円																																																																																																																															
減価償却累計額相当額																																																																																																																																
動産	24,936百万円																																																																																																																															
その他	222百万円																																																																																																																															
合計	25,159百万円																																																																																																																															
中間会計期間末残高相当額																																																																																																																																
動産	15,919百万円																																																																																																																															
その他	36百万円																																																																																																																															
合計	15,956百万円																																																																																																																															
1年内	6,022百万円																																																																																																																															
1年超	18,892百万円																																																																																																																															
合計	24,915百万円																																																																																																																															
支払リース料	2,804百万円																																																																																																																															
減価償却費相当額	2,551百万円																																																																																																																															
支払利息相当額	190百万円																																																																																																																															
1年内	1,769百万円																																																																																																																															
1年超	6,192百万円																																																																																																																															
合計	7,962百万円																																																																																																																															
取得価額相当額																																																																																																																																
動産	51,911百万円																																																																																																																															
その他	25百万円																																																																																																																															
合計	51,936百万円																																																																																																																															
減価償却累計額相当額																																																																																																																																
動産	32,893百万円																																																																																																																															
その他	25百万円																																																																																																																															
合計	32,919百万円																																																																																																																															
中間会計期間末残高相当額																																																																																																																																
動産	19,017百万円																																																																																																																															
その他	-百万円																																																																																																																															
合計	19,017百万円																																																																																																																															
1年内	7,861百万円																																																																																																																															
1年超	21,059百万円																																																																																																																															
合計	28,920百万円																																																																																																																															
支払リース料	4,099百万円																																																																																																																															
減価償却費相当額	4,117百万円																																																																																																																															
支払利息相当額	341百万円																																																																																																																															
1年内	18,626百万円																																																																																																																															
1年超	105,880百万円																																																																																																																															
合計	124,507百万円																																																																																																																															
取得価額相当額																																																																																																																																
動産	49,705百万円																																																																																																																															
その他	258百万円																																																																																																																															
合計	49,963百万円																																																																																																																															
減価償却累計額相当額																																																																																																																																
動産	28,799百万円																																																																																																																															
その他	241百万円																																																																																																																															
合計	29,040百万円																																																																																																																															
期末残高相当額																																																																																																																																
動産	20,906百万円																																																																																																																															
その他	17百万円																																																																																																																															
合計	20,923百万円																																																																																																																															
1年内	7,519百万円																																																																																																																															
1年超	23,013百万円																																																																																																																															
合計	30,533百万円																																																																																																																															
支払リース料	6,380百万円																																																																																																																															
減価償却費相当額	6,458百万円																																																																																																																															
支払利息相当額	459百万円																																																																																																																															
1年内	18,749百万円																																																																																																																															
1年超	114,231百万円																																																																																																																															
合計	132,980百万円																																																																																																																															

[次へ](#)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
前中間会計期間末(平成15年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	67,098	110,636	43,537
合計	67,098	110,636	43,537

(注) 時価は、当中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいております。

当中間会計期間末(平成16年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	67,098	110,952	43,853
合計	67,098	110,952	43,853

(注) 時価は、当中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいております。

前事業年度末(平成16年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	67,098	148,862	81,763
合計	67,098	148,862	81,763

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>当行は、平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。</p> <p>当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。</p> <p>(1)普通株式1,000株を1株に併合。</p> <p>(2)第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。</p> <p>(3)第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。</p> <p>なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。</p>	



(2) 【その他】  
該当ありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| (1) 臨時報告書   | 平成16年4月1日<br>関東財務局長に提出。   |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 |                           |
| (2) 有価証券報告書及びその添付書類                                 | 平成16年6月28日<br>関東財務局長に提出。  |
| 事業年度（第2期）（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）                 |                           |
| (3) 有価証券報告書の訂正報告書                                   | 平成16年12月17日<br>関東財務局長に提出。 |
| 平成15年6月26日提出の第1期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。               |                           |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 岩原 淳一

代表社員  
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員  
関与社員 公認会計士 鈴木 啓之

代表社員  
関与社員 公認会計士 成澤 和己

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

- (1) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(15)に記載されているとおり、会社は、その他有価証券のうち債券の相場変動を相殺するヘッジ取引の会計処理について時価ヘッジに変更している。
  - (2) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。
- 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 岩原 淳一

代表社員  
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員  
関与社員 公認会計士 鈴木 啓之

代表社員  
関与社員 公認会計士 成澤 和己

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

- (1) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項9に記載されているとおり、会社は、その他有価証券のうち債券の相場変動を相殺するヘッジ取引の会計処理について時価ヘッジに変更している。
- (2) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。